

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
1	第1編 総則	第1編 総則	
1	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
2	<p>第4節 災害の想定 (略)</p> <p>(2) 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</p> <p>ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域</p> <p>イ <u>愛知県が設定した高潮浸水想定(平成26年11月26日)</u></p>	<p>第4節 災害の想定 (略)</p> <p>(2) 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</p> <p>ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域 <u>(削除)</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(水防法に基づく高潮浸水想定区域を指定したため)</p>
3	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
3	<p>第2節 重点を置くべき事項 防災基本計画を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。<u>(追加)</u></p>	<p>第2節 重点を置くべき事項 防災基本計画を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築する<u>とともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画第1編第3章(P6))</p>
4	<p>また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。 (略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p>	<p>また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。 (略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p>	<p>(改正後の災害対</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																
4	<p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報</u>(以下、「<u>避難勧告等</u>」という。)等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p> <p>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>(以下「<u>避難情報</u>」という。)等<u>の行動を促す情報</u>に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p> <p>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u></p>	<p>策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の14関係)</p> <p>(防災基本計画第2編第1章(P6))</p>																
5	<p align="center">第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p align="center">第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>																	
5	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																
6	<table border="1" data-bbox="457 1339 1397 1623"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>(1) 災害予防 (略) (2) 災害応急対策 (略) エ <u>避難の勧告、指示</u>を行う。 (3) 災害復旧 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県</p> <table border="1" data-bbox="457 1711 1397 1858"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>(略) (5) <u>避難の勧告、指示</u>を代行することができる。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	碧南市	(1) 災害予防 (略) (2) 災害応急対策 (略) エ <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (3) 災害復旧 (略)	機関名	内 容	愛知県	(略) (5) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。 (略)	<table border="1" data-bbox="1516 1339 2457 1623"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>(1) 災害予防 (略) (2) 災害応急対策 (略) エ <u>避難の指示</u>を行う。 (3) 災害復旧 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県</p> <table border="1" data-bbox="1516 1711 2457 1858"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>(略) (5) <u>避難の指示</u>を代行することができる。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	碧南市	(1) 災害予防 (略) (2) 災害応急対策 (略) エ <u>避難の指示</u> を行う。 (3) 災害復旧 (略)	機関名	内 容	愛知県	(略) (5) <u>避難の指示</u> を代行することができる。 (略)	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
機関名	内 容																		
碧南市	(1) 災害予防 (略) (2) 災害応急対策 (略) エ <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (3) 災害復旧 (略)																		
機関名	内 容																		
愛知県	(略) (5) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。 (略)																		
機関名	内 容																		
碧南市	(1) 災害予防 (略) (2) 災害応急対策 (略) エ <u>避難の指示</u> を行う。 (3) 災害復旧 (略)																		
機関名	内 容																		
愛知県	(略) (5) <u>避難の指示</u> を代行することができる。 (略)																		

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																				
7 8 10 14 14 15	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="457 430 1397 961"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) (3) 応急復旧 (略) カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。 キ (略) ク (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="457 1050 1397 1396"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防</p> <p style="text-align: center;">第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 (略)</p>	機関名	内 容	名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。 キ (略) ク (略)	機関名	内 容	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1516 430 2457 968"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び</u>水象の予報<u>並びに</u>警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1516 1050 2457 1396"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) <u>電力設備</u>の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防</p> <p style="text-align: center;">第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 (略)</p>	機関名	内 容	名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)	機関名	内 容	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反</p>
機関名	内 容																						
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)																						
中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。 キ (略) ク (略)																						
機関名	内 容																						
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)																						
機関名	内 容																						
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)																						
中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)																						
機関名	内 容																						
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)																						

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
17 18	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進(略)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び碧南市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求めるとの調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。なお、<u>フォローアップ</u>研修等には碧南市社会福祉協議会が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。また、碧南市社会福祉協議会においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進(略)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び碧南市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求めるとの調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。なお、<u>レベルアップ</u>研修等には碧南市社会福祉協議会が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。また、碧南市社会福祉協議会においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>	映 (表記の整理等)																		
21	<p>第2章 水害予防対策</p>	<p>第2章 水害予防対策</p>																			
21	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 1035 1365 1381"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 河川防災対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者</td> <td>1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 予想される水災の危険の周知 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 2 浸水被害軽減地区指定 3 関連調整事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 河川防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 予想される水災の危険の周知 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 2 浸水被害軽減地区指定 3 関連調整事項	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1035 2424 1381"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 河川防災対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者</td> <td>1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 <u>1 (3) 流域治水プロジェクト</u> 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 予想される水災の危険の周知 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 2 浸水被害軽減地区指定 3 関連調整事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 河川防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 <u>1 (3) 流域治水プロジェクト</u> 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 予想される水災の危険の周知 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 2 浸水被害軽減地区指定 3 関連調整事項	(略)	(略)	(略)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(対策の追加)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
区分	機関名	主な内容																			
第1節 河川防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 予想される水災の危険の周知 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 2 浸水被害軽減地区指定 3 関連調整事項																			
(略)	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な内容																			
第1節 河川防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 <u>1 (3) 流域治水プロジェクト</u> 1 (4) 河川情報等の提供 1 (5) 予想される水災の危険の周知 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 2 浸水被害軽減地区指定 3 関連調整事項																			
(略)	(略)	(略)																			
22	<table border="1" data-bbox="424 1413 1365 1591"> <tbody> <tr> <td>第6節 農地防災対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第6節 農地防災対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1484 1413 2424 1591"> <tbody> <tr> <td>第6節 農地防災対策</td> <td>(市) 農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第6節 農地防災対策	(市) 農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区	(略)	(略)	(略)	(略)	(表記の整理)						
第6節 農地防災対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
第6節 農地防災対策	(市) 農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
22	<p>第1節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県(建設局)及び市における措置(略)</p> <p>(2) 河川改修</p>	<p>第1節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県(建設局)及び市における措置(略)</p> <p>(2) 河川改修</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>																		

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
22	<p>市内を流れる河川は、国が管理するもの2河川(矢作川・鹿乗川)、県が管理するもの6河川(蜷川・新川・高浜川・長田川・油ヶ淵・稗田川)、市が管理するもの4河川(八村川・堀川・古江川・沢渡川)の計12河川である。</p> <p>国管理の矢作川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。矢作川の支川や県が管理する河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、<u>地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。</u></p> <p>市管理の河川のうちで未改修の河川については、できる限り速やかに改修事業を実施し、豪雨時に災害や浸水の原因となるほど護岸の破損が著しい河川は、他の公共事業との関連上局部的に改良補修を実施する。</p> <p>(3) <u>総合治水対策</u></p> <p><u>近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等に伴う、治水安全度の低下の著しい河川について、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生の恐れのある地域での安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備(河川の改良、幹線排水路の新設及び改良並びに局部的排水路の整備改善)を積極的に推進することにより災害の防止と軽減を図るため、河川事業において総合治水対策特定河川事業を実施し、特に対策の急がれる都市における特定の河川を対象にした総合的な治水対策の推進を図るものである。</u></p> <p>(略)</p>	<p>市内を流れる河川は、国が管理するもの2河川(矢作川・鹿乗川)、県が管理するもの6河川(蜷川・新川・高浜川・長田川・油ヶ淵・稗田川)、市が管理するもの4河川(八村川・堀川・古江川・沢渡川)の計12河川である。</p> <p>国管理の矢作川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。矢作川の支川や県が管理する河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、<u>高潮対策としての排水機場の整備も併せて実施する。</u></p> <p>市管理の河川のうちで未改修の河川については、できる限り速やかに改修事業を実施し、豪雨時に災害や浸水の原因となるほど護岸の破損が著しい河川は、他の公共事業との関連上局部的に改良補修を実施する。</p> <p>(3) <u>流域治水プロジェクト</u></p> <p><u>気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(対策の追加)</p>
24	<p>第2節 雨水出水対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>都市下水道事業</u></p> <p>都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水道の新設又は改修を行うと同時にソフト事業にも取り組み、被害を未然に防止する。</p> <p>ア <u>都市幹線排水路事業</u></p> <p>碧南市では市街地における浸水対策の一環として、<u>雨水を集約的に受け入れるための主要排水施設網で、計画に基づき幹線排水路を改良又は新設するものとする。</u></p>	<p>第2節 雨水出水対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>公共下水道(雨水)事業</u></p> <p>都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、<u>雨水排水路、雨水ポンプ場</u>の新設又は改修を行うと同時にソフト事業にも取り組み、被害を未然に防止する。</p> <p>ア <u>雨水排水路の整備</u></p> <p>市街地における浸水対策として、<u>公共下水道事業計画に基づき、雨水排水路の整備、改良を実施する。</u></p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
24	<p>イ <u>排水機場の整備計画、維持管理</u> <u>本来、河川・排水路は自然流下を原則としているが、河川の洪水時の水位上昇又は潮位の上昇により、自然排水が不可能な地域についてはポンプ排水を必要とするので、排水機場の整備を促進するとともに平素から整備点検及び監視体制の強化を図り、ポンプの適切な操作に努め、不時の出水に備える。なお、既設の排水機場としては「資料編(資料3-2)排水機場施設一覧」のとおりである。</u></p> <p>ウ 第2節河川防災対策の河川情報の提供に併せ、堤内についてもソフト事業の充実を図り、内水ハザードマップ等の作成も検討する。</p> <p>◆資料編(資料3-2)排水機場施設一覧</p> <p><u>(2) 公共下水道事業</u> <u>生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。</u> <u>また、ポンプ場の新設、改修にあたっては、必要に応じて、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</u></p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。</p> <p>(2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。</p> <p>(3) <u>下水道管理者(県(建設局)及び市)は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u></p> <p>(4) <u>地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。</u></p> <p>(5) <u>排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。</u></p>	<p>イ <u>雨水ポンプ場の整備、維持管理</u> 排水路は自然流下を原則としているが、河川の洪水時の水位上昇又は潮位の上昇により、自然排水が不可能な地域についてはポンプ排水を必要とするので、<u>雨水ポンプ場の整備を推進</u>するとともに平素から整備点検及び監視体制の強化を図り、ポンプの適切な操作に努め、不時の出水に備える。なお、既設の<u>雨水ポンプ場</u>としては「資料編(資料3-2)排水機場施設一覧表」のとおりである。</p> <p>ウ 第2節河川防災対策の河川情報の提供に併せ、堤内<u>地</u>についてもソフト事業の充実を図り、内水ハザードマップ等の作成も検討する。</p> <p>◆資料編(資料3-2)排水機場施設一覧表 <u>(削除)</u></p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。</p> <p>(2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。</p> <p>(3) 民間の雨水貯留施設等の整備を<u>促進し、浸水被害の軽減を図る。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 排水機場(愛知県)の運転管理者は、ポンプの運転及び停止に関し、河川水位及び内水位を基準として、県と市の協議により操作規則を定める。</u></p>	<p>(表記の整理)</p>
24	<p>第3節 海岸防災対策</p> <p>1 県(建設局、農林基盤局)及び市における措置</p> <p>(1) 高潮、波浪対策事業 高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の</p>	<p>第3節 海岸防災対策</p> <p>1 <u>国(国土交通省、農林水産省)</u>、県(建設局、農林基盤局)及び市における措置</p> <p>(1) 高潮、波浪対策事業 高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
24	<p>新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。<u>また、近年臨海地域の開発により台風時又は冬期風浪の越波により塩害が甚しくなっている</u>ので、消波工の設置による越波防止を行い背後地の保全を図る。</p> <p>(2) 侵食対策事業 <u>侵食による被害が発生する恐れのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 関連調整事項 (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸(国土交通省水管理国土保全局所管)、港湾海岸(国土交通省港湾局所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)及び農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。 (略)</p>	<p>新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 関連調整事項 (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸(国土交通省水管理・国土保全局所管)、港湾海岸(国土交通省港湾局所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)及び農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。 (略)</p>	
25	<p>第4節 浸水想定区域における対策 (略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定(県(建設局)における措置) (1) 区域の指定 (略)</p> <p>(2) 市への情報提供 県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。 <u>なお、県は、住民の自主避難や迅速かつ確かな避難態勢の確保を図るため、平成26年11月に高潮による浸水リスク情報(高潮浸水想定図、解説書)をインターネットにより公開している。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第4節 浸水想定区域における対策 (略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定(県(建設局)における措置) (1) 区域の指定 (略)</p> <p>(2) 市への情報提供 県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。 <u>(削除)</u></p> <p>○ 水位情報を周知する海岸 <u>愛知県知事指定 三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(水防法に基づき、水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定したため)</p>
31	<p>第3章 土砂災害予防対策</p>	<p>第3章 土砂災害予防対策</p>	
31	<p>基本方針</p>	<p>基本方針</p>	<p>1. 県の地域防災</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																										
31	<p>○ <u>土砂災害危険箇所や山地災害危険区域を的確に把握し、土砂災害警戒区域等の指定を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 516 1368 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難勧告、避難指示(緊急)の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)	第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難勧告、避難指示(緊急)の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	(略)	(略)	(略)	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)社会福祉施設等管理者	(略)	<p>○ <u>土砂災害警戒区域等の情報提供を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 516 2430 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、<u>こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)</u>社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)	第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	(略)	(略)	(略)	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、 <u>こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)</u> 社会福祉施設等管理者	(略)	<p>計画の修正の反映</p> <p>(土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>												
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)																																											
第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難勧告、避難指示(緊急)の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)社会福祉施設等管理者	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)																																											
第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、 <u>こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)</u> 社会福祉施設等管理者	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
32	<p>第1節 土地利用の適正誘導</p> <p>1 市における措置</p> <p>土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p>	<p>第1節 土地利用の適正誘導</p> <p>1 市における措置</p> <p>土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等や、<u>立地適正化計画の作成等により</u>適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																										
32	<p>第2節 土砂災害の防止</p> <p>1 県(建設局、農林基盤局)における措置</p>	<p>第2節 土砂災害の防止</p> <p>1 県(建設局、農林基盤局)における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反</p>																																										

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
33	<p>(略)</p> <p>(6) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の発令基準に土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>(6) <u>避難指示</u>の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<u>避難指示</u>の発令基準に土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p>	<p>映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
34	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>を発令することを基本とした具体的な発令判断につながる事項を設定する。</p> <p>(2) ハザードマップの作成及び周知</p> <p>(略)</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令基準</u>を設定する。</p> <p>(2) ハザードマップの作成及び周知</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
35	<p>イ 住民の避難、救助等について</p> <p>(ア) 住民の避難</p> <p>住民の避難について、避難勧告等の判断基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p> <p>避難勧告等の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 住民の避難、救助等について</p> <p>(ア) 住民の避難</p> <p>住民の避難について、避難勧告等の判断基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p> <p>避難勧告等の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ<u>及びLINE、twitter、Facebookなどのソーシャルメディア</u>への掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理)</p>
36	<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県(農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局)及び市における措置</p>	<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県(農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局)及び市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
37	(1) 県土保全事業の推進 (略) (2) 施設管理者等に対する情報の提供 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。 (略)	(1) 県土保全事業の推進 (略) (2) 施設管理者等に対する情報の提供 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。 (略)	映 (土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため)																														
39	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策																															
39	主な機関の措置	主な機関の措置																															
40	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 放射性物質及び原子力災害 予防対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 危険物及び毒 物劇物等化学 薬品類保安対 策</td> <td>危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署</td> <td>4 立入り検査及び検査結果の交換</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第5節 放射性物質及び原子力災害 予防対策	(市) 本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 県	(略)	(略)	(略)	(略)	第6節 危険物及び毒 物劇物等化学 薬品類保安対 策	危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	4 立入り検査及び検査結果の交換	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 放射性物質及び原子力災害 予防対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、<u>広報班(経営企画課)</u>、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 危険物及び毒 物劇物等化学 薬品類保安対 策</td> <td>危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署</td> <td>4 立入検査及び検査結果の交換</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第5節 放射性物質及び原子力災害 予防対策	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 県	(略)	(略)	(略)	(略)	第6節 危険物及び毒 物劇物等化学 薬品類保安対 策	危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	4 立入検査及び検査結果の交換	2. 碧南市各部局 における活動の 反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
第5節 放射性物質及び原子力災害 予防対策	(市) 本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 県	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第6節 危険物及び毒 物劇物等化学 薬品類保安対 策	危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	4 立入り検査及び検査結果の交換																															
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
第5節 放射性物質及び原子力災害 予防対策	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 県	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第6節 危険物及び毒 物劇物等化学 薬品類保安対 策	危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	4 立入検査及び検査結果の交換																															
42	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策 (略)	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策 (略)	2. 碧南市各部局 における活動の 反映等																														
43	7 市民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)	7 市民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)	(表記の整理)																														
44	(5) 市は、広報車の現地派遣、防災行政無線(同報系)、インターネットホームページ、ケーブルテレビ(株)キャッチネットワーク)、コミュニティーFM(株)エフエムキャッチ)へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。	(5) 市は、広報車の現地派遣、防災行政無線(同報系)、インターネットホームページ及びLINE、twitter、Facebookなどのソーシャルメディア、ケーブルテレビ(株)キャッチネットワーク)、コミュニティーFM(株)エフエムキャッチ)へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。	(表記の整理)																														

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
44	<p>(略)</p> <p>第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</p> <p>1 消防署における措置 (略)</p> <p>2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置 (略)</p> <p>3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</p> <p>1 消防署における措置 (略)</p> <p>2 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者における措置 (略)</p> <p>3 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ、又は共同して共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
44 45	<p>第7節 高圧ガス保安対策 (略)</p> <p>3 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。 (略)</p>	<p>第7節 高圧ガス保安対策 (略)</p> <p>3 高圧ガス施設等の所有者、管理者又は占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
45 46	<p>第8節 火薬類保安対策 (略)</p> <p>3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置 火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。</p> <p>4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県(防災安全局)及び市における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。 (略)</p>	<p>第8節 火薬類保安対策 (略)</p> <p>3 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者又は占有者における措置 火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。</p> <p>4 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者又は占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県(防災安全局)及び市における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
47 47 47 48 48 49	<p style="text-align: center;">第5章 建築物等の安全化</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 527 1377 970"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 交通関係施設対策</td> <td>施設管理者等、(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災建造物整備対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 交通関係施設対策 (略)</p> <p>4 港湾・漁港 中部地方整備局、県(建設局)及び市は、次の対策を実施又は推進する。</p> <p>(1) 港湾改修 近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を低減するため、<u>コンテナ等の流失防止柵や、埠頭用地等の嵩上げ</u>を実施する。</p> <p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 施設管理者、及び市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</p>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 防災建造物整備対策	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第5章 建築物等の安全化</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 527 2436 970"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 交通関係施設対策</td> <td>施設管理者等、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、<u>農水班(農業水産課)</u>、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災建造物整備対策</td> <td>(市)住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 交通関係施設対策 (略)</p> <p>4 港湾・漁港 中部地方整備局、県(建設局)及び市は、次の対策を実施又は推進する。</p> <p>(1) 港湾改修 近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を低減するため、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p> <p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 施設管理者、及び市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、</p>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 防災建造物整備対策	(市)住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節 防災建造物整備対策	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、消防署	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、消防署	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節 防災建造物整備対策	(市)住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、消防署	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
49	<p>また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>	<p>県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>																																					
54	<p align="center">第6章 都市の防災性の向上</p>	<p align="center">第6章 都市の防災性の向上</p>																																					
54	<p>基本方針</p> <p>○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。また、区域区分及び地域地区を定め、合理的かつ秩序ある土地利用や、土地地区画整理事業等による市街地開発等の面的整備事業を促進する。さらに、住民が主体となってきめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画の推進を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 1339 1380 1789"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</td> <td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)</td> <td>1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 <u>(追加)</u> 1 (2) 防災街区整備方針の策定</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</td> <td>1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(市) 土木施設管理班(都市計画課)	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 <u>(追加)</u> 1 (2) 防災街区整備方針の策定	(略)	(略)	(略)	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)	<u>(追加)</u>			第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画	<p>基本方針</p> <p>○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。また、区域区分及び地域地区を定め、合理的かつ秩序ある土地利用や、<u>狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化、建築物の強風対策及び空き家の除却や跡地利用に対する取組み</u>を促進する。さらに、住民が主体となってきめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画の推進を図る。</p> <p><u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1339 2442 1789"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</td> <td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)</td> <td>1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 <u>1 (2) 立地適正化計画の策定</u> <u>1 (3) 防災街区整備方針の策定</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第4節 建築物の強風対策</u></td> <td><u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td><u>1 (1) 建築物の強風対策</u></td> </tr> <tr> <td>第5節 市街地の整備・改善</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、<u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td>1 (1) <u>密集市街地の改善</u> 1 (2) 地区計画</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(市) 土木施設管理班(都市計画課)	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 <u>1 (2) 立地適正化計画の策定</u> <u>1 (3) 防災街区整備方針の策定</u>	(略)	(略)	(略)	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)	<u>第4節 建築物の強風対策</u>	<u>住宅建築班(建築課)</u>	<u>1 (1) 建築物の強風対策</u>	第5節 市街地の整備・改善	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、 <u>住宅建築班(建築課)</u>	1 (1) <u>密集市街地の改善</u> 1 (2) 地区計画	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(都市再生基本方針(R2.9)踏まえた修正)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(市) 土木施設管理班(都市計画課)	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 <u>(追加)</u> 1 (2) 防災街区整備方針の策定																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)																																					
<u>(追加)</u>																																							
第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画																																					
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(市) 土木施設管理班(都市計画課)	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 <u>1 (2) 立地適正化計画の策定</u> <u>1 (3) 防災街区整備方針の策定</u>																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)																																					
<u>第4節 建築物の強風対策</u>	<u>住宅建築班(建築課)</u>	<u>1 (1) 建築物の強風対策</u>																																					
第5節 市街地の整備・改善	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、 <u>住宅建築班(建築課)</u>	1 (1) <u>密集市街地の改善</u> 1 (2) 地区計画																																					

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
54	<p>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 防災街区整備方針の策定 (略)</p>	<p>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 立地適正化計画の策定</u> 将来訪れる人口減少に備え、都市機能及び居住区域を集約する立地適正化計画を策定し、防災上警戒すべき区域には都市機能及び居住区域を誘導しない方針とする。</p> <p><u>(3) 防災街区整備方針の策定</u> (略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
55	<p>第3節 建築物の不燃化の促進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策</p> <p>市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼の恐れのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。</p>	<p>第3節 建築物の不燃化の促進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策</p> <p>市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼の恐れのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
56	<p>また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制)</p> <p>ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。 (略)</p>	<p>また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制)</p> <p><u>ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準を満たし、周辺の状況も含め防火上、避難上の安全が確保できる場合を除く。</u></p> <p>ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。 (略)</p>	<p>(表記の整理)</p>
56	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第4節 建築物の強風対策</p>	<p>2. 碧南市各部局</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
56	<p>第4節 市街地の面的な整備・改善</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市街地開発事業</p> <p>土地区画整理事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものであるため、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>1 市における措置</u></p> <p><u>(1) 建築物の強風対策</u></p> <p><u>近年、強い台風の上陸により、建築物への被害が多く発生している。本市においては、特に老朽化した空き家の屋根材や外壁材などの飛散が危惧されている。また、建築基準法の瓦屋根の緊結方法が令和4年1月1日から強化されたことから、安全確保のため建築物の強風対策を計画的に実施する。なお、本市における強風対策の区域は市内全域とする。</u></p> <p>第5節 市街地の整備・改善</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>密集市街地の改善</u></p> <p><u>狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却や跡地利用に対する取組み</u>をはじめとする、<u>密集市街地を整備・改善する事業は、道路拡幅や耐震性能の向上、危険な空き家の除却等により延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものであるため、計画的に実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1478 1367 2436 1717"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、環境班(環境課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、環境班(環境課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署	(略)		(略)	(略)	<p>における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反</p>									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、環境班(環境課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署	(略)																			
	(略)	(略)																			
57	<p>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>																			
57	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 1367 1383 1625"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、環境班(環境課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、環境班(環境課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署	(略)		(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1478 1367 2436 1717"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)		(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、環境班(環境課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署	(略)																			
	(略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)																			
	(略)	(略)																			
57	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p>	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反</p>																		

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
58	<p>(略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	映 (防災基本計画第2編第1章(P22))																		
65	<p align="center">第8章 避難行動の促進対策</p>	<p align="center">第8章 避難行動の促進対策</p>																			
65	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難勧告等</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難勧告等</u>を発令する。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、<u>気象警報や避難勧告等</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令する。 ○ <u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u> ○ 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、<u>気象警報や避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)																		
65	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 1671 1377 1873"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 1671 2436 1873"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報や<u>避難情報</u>の情報伝達体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 気象警報や <u>避難情報</u> の情報伝達体制の整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)
区分	機関名	主な内容																			
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	(略)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な内容																			
第1節 気象警報や <u>避難情報</u> の情報伝達体制の整備	(略)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
65	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 342 617 474">第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td data-bbox="617 342 923 394">(略)</td> <td data-bbox="923 342 1377 394">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 474 617 569">第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td data-bbox="617 474 923 569">(市)本部班(防災課)、調達班(行政課)、 防災上重要な施設の管理者</td> <td data-bbox="923 474 1377 569"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 569 617 600">(略)</td> <td data-bbox="617 569 923 600">(略)</td> <td data-bbox="923 569 1377 600">(略)</td> </tr> </table>	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、調達班(行政課)、 防災上重要な施設の管理者		(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 342 1679 474">第3節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td data-bbox="1679 342 1985 394">(略)</td> <td data-bbox="1985 342 2439 394">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 474 1679 569">第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td data-bbox="1679 474 1985 569">(市)本部班(防災課)、 防災上重要な施設の管理者</td> <td data-bbox="1985 474 2439 569"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 569 1679 600">(略)</td> <td data-bbox="1679 569 1985 600">(略)</td> <td data-bbox="1985 569 2439 600">(略)</td> </tr> </table>	第3節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、 防災上重要な施設の管理者		(略)	(略)	(略)	
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																			
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、調達班(行政課)、 防災上重要な施設の管理者																				
(略)	(略)	(略)																			
第3節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																			
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、 防災上重要な施設の管理者																				
(略)	(略)	(略)																			
65	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 県(防災安全局)における措置 (略)</p> <p>2 市における措置 (略)</p>	<p>第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備</p> <p>1 県(防災安全局)における措置 (略)</p> <p>2 市における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
66	<p>市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>																		
67	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
68	<p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示(緊急)</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(ア) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、<u>高潮</u>、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(ア) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p><u>(ウ) 海岸の水位情報</u></p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係)</p> <p>(水位周知海岸の指定)</p>																		

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
68	<p>(ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</p> <p>ウ 「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等）</p> <p>(ウ) 高潮浸水想定（平成26年11月26日愛知県公表）における浸水想定区域</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること。</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づ</p>	<p>(エ) 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</p> <p>ウ 「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）</u></p> <p>(ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（<u>土砂災害防止法</u>に基づく土砂災害警戒区域等）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ <u>洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</u></p> <p>キ <u>避難情報</u>の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) <u>避難の指示等</u>を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、<u>避難情報</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] <u>避難指示</u>については、<u>災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令す</u></p>	(表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
<p>68</p> <p>69</p>	<p><u>き段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る<u>避難勧告等</u>については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に<u>避難勧告等</u>を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、<u>ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u></p> <p>(ウ) 高潮に係る<u>避難勧告等</u>については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、<u>ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u>水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。</p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 (略)</p> <p>(3) 事前準備</p>	<p><u>る。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る<u>避難情報</u>については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の<u>危険度分布</u>等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に<u>避難情報</u>を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、土砂災害の発生が確認された場合や、<u>大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当)が発表された場合は</u>、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</u></p> <p>(ウ) 高潮に係る<u>避難情報</u>については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難指示</u>等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、<u>潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には</u>、〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</u>水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。</p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 (略)</p> <p>(3) 事前準備</p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
69	<p>市は、<u>避難勧告等</u>を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県(建設局)、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、<u>避難勧告等</u>の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>市は、<u>避難情報</u>を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県(建設局)、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、<u>避難情報</u>の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	(表記の整理)
69 70	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 避難計画の作成 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難勧告等</u>を行う基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 避難計画の作成 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難情報</u>を行う基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
71	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市及び名古屋地方気象台における措置 (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるよう努める。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市及び名古屋地方気象台における措置 (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるよう努める。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係)</p>
72	<p>・<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)への移動を原則とすること</u></p> <p>・(略)</p>	<p>・<u>避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと</u></p> <p>・(略)</p>	

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
72	<p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保（垂直避難等）</u>」での待避等を行うべきこと</p> <p>・市長から〔警戒レベル5〕災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は<u>命を守るための最善の行動をとる必要があること</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) その他</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 市は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>ウ（略）</p>	<p>・<u>洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。</u></p> <p>・市長から〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は、<u>命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) その他</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 市は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>ウ（略）</p>	<p>(工業標準化法の改正に伴う修正)</p>												
73	<p align="center">第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p align="center">第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>													
73	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 1560 1380 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 避難所の指定・整備	(市) 本部班(防災課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1560 2439 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、<u>広報班(経営企画課)</u>、<u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u>、<u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u>、<u>福祉班(福祉課)</u>、<u>第1医療班(健康課)</u>、<u>下水道班(下水道課)</u>、<u>環境班(環境課)</u>、<u>避難所班(国保年金課)</u>、<u>社会教育班(生</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 避難所の指定・整備	(市) 本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、 <u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、 <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>社会教育班(生</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容													
第1節 避難所の指定・整備	(市) 本部班(防災課)	(略)													
区分	機関名	主な内容													
第1節 避難所の指定・整備	(市) 本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、 <u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、 <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>社会教育班(生</u>	(略)													

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由															
74	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 342 617 619">第2節 要配慮者支援対策</td> <td data-bbox="617 342 973 619">(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、地域班(地域協働課)、社会福祉施設等管理者</td> <td data-bbox="973 342 1380 619">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 619 617 682">第3節 帰宅困難者対策</td> <td data-bbox="617 619 973 682">(市)本部班(防災課)</td> <td data-bbox="973 619 1380 682">(略)</td> </tr> </table>	第2節 要配慮者支援対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、地域班(地域協働課)、社会福祉施設等管理者	(略)	第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1484 342 1676 409"></td> <td data-bbox="1676 342 2033 409"><u>涯学習課、文化創造課等避難所施設</u></td> <td data-bbox="2033 342 2439 409"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 409 1676 619">第2節 要配慮者支援対策</td> <td data-bbox="1676 409 2033 619"><u>本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</u></td> <td data-bbox="2033 409 2439 619">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 619 1676 682">第3節 帰宅困難者対策</td> <td data-bbox="1676 619 2033 682">(市)本部班(防災課)、<u>避難所班(国保年金課)</u></td> <td data-bbox="2033 619 2439 682">(略)</td> </tr> </table>		<u>涯学習課、文化創造課等避難所施設</u>		第2節 要配慮者支援対策	<u>本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</u>	(略)	第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u>	(略)	
第2節 要配慮者支援対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、地域班(地域協働課)、社会福祉施設等管理者	(略)																
第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)	(略)																
	<u>涯学習課、文化創造課等避難所施設</u>																	
第2節 要配慮者支援対策	<u>本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</u>	(略)																
第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u>	(略)																
74	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>＜一人当たりの必要占有面積＞</p> <table border="1"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>＜一人当たりの必要占有面積＞</p> <table border="1"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p><u>＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞</u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1～2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>(略)</p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記(「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」))</p>			
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																	
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																	
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																	
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																	
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																	
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																	
75	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>(防災基本計画第2編第1章(P39))</p>															

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
78	<p>才 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、<u>名簿情報の適切な管理</u>を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、<u>名簿情報の適切な管理</u>に努めるものとする。</p> <p>カ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略)</p>	<p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>ク 名簿情報<u>及び計画情報</u>の漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿<u>情報及び計画情報</u>を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿<u>情報及び計画情報</u>の活用に支障が生じないよう、適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ケ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略)</p>	<p>策基本法第49条の15第2項、第49条の16及び第49条の17関係)</p> <p>(表記の整理)</p>
81	<p style="text-align: center;">第10章 広域応援体制の整備</p>	<p style="text-align: center;">第10章 広域応援・<u>受援</u>体制の整備</p>	
81	<p>基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る<u>とともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
81	<p>被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 資料の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>1 応援協定の締結等 2 応援要請手続き等の整備 3 防災活動拠点の確保及び応援体制の整備 (追加)</td> </tr> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課) 消防署</td> <td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)</td> <td>1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 資料の整備	(市) 本部班(防災課)	資料の整備	第2節 広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 応援協定の締結等 2 応援要請手続き等の整備 3 防災活動拠点の確保及び応援体制の整備 (追加)	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等	(追加)	(追加)	(追加)	<p>被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 広域応援・受援体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)</td> <td>1 資料の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院始め全課</td> <td>2 応援協定の締結等 3 応援要請手続き等の整備 4 受援体制の整備 5 訓練、検証等</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課) 消防署</td> <td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)</td> <td>1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災活動拠点の確保等</td> <td>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課) 社会教育班(スポーツ課)</td> <td>1 防災活動拠点の確保等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 広域応援・受援体制の整備	(市) 本部班(防災課)	1 資料の整備		(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院始め全課	2 応援協定の締結等 3 応援要請手続き等の整備 4 受援体制の整備 5 訓練、検証等	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 本部班(防災課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等	第4節 防災活動拠点の確保等	本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課) 社会教育班(スポーツ課)	1 防災活動拠点の確保等	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 資料の整備	(市) 本部班(防災課)	資料の整備																																					
第2節 広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 応援協定の締結等 2 応援要請手続き等の整備 3 防災活動拠点の確保及び応援体制の整備 (追加)																																					
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																																					
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等																																					
(追加)	(追加)	(追加)																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 広域応援・受援体制の整備	(市) 本部班(防災課)	1 資料の整備																																					
	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院始め全課	2 応援協定の締結等 3 応援要請手続き等の整備 4 受援体制の整備 5 訓練、検証等																																					
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																																					
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 本部班(防災課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等																																					
第4節 防災活動拠点の確保等	本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課) 社会教育班(スポーツ課)	1 防災活動拠点の確保等																																					
81	<p>第1節 資料の整備</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p> <p>1 資料の整備 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																				
81	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 応援協定の締結等 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>2 応援協定の締結等 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																				
82	<p>2 応援要請手続き等の整備 (略)</p> <p>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p>	<p>3 応援要請手続き等の整備 (略)</p> <p>4 受援体制の整備</p>	<p>(第2節(防災活動拠点の確保等</p>																																				

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
82	<p><u>(1) 防災活動拠点の確保等</u> 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u> また、国(国土交通省)、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 <u>なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</u></p> <p><u>(2) 受援体制の整備</u> 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 また、県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(3) 訓練、検証等</u> 市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員確保制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>5 訓練、検証等</u> 市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>を除く)を第1節へ整理及び表記の整理)</p> <p>(防災基本計画第2編第1章(P27))</p>
82	<p><u>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u></p>	<p><u>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
83	<p><u>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</u></p>	<p><u>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</u></p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
83 84	<p>(新設)</p> <p>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>(1) 防災活動拠点の確保等</p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、国(国土交通省)、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</p>	<p>第4節 防災活動拠点の確保等</p> <p>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の本拠的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、国(国土交通省)、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理)</p> <p>(県の取組に係る修正)</p>												
85	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>													
85	<p>基本方針</p> <p>○ 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 1780 1377 1829"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容				<p>基本方針</p> <p>○ 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、<u>正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等</u>についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 1780 2433 1829"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容				<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画第1編第3章(P6))</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の</p>
区分	機関名	主な内容													
区分	機関名	主な内容													

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
85	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 342 647 667">第1節 防災訓練の実施</td> <td data-bbox="647 342 890 516">(市)本部班(防災課)、施設を管理する課、消防署</td> <td data-bbox="890 342 1377 516">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 516 647 667"></td> <td data-bbox="647 516 890 667">(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、消防署</td> <td data-bbox="890 516 1377 667">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 667 647 846">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="647 667 890 846">(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署、県警察、名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="890 667 1377 846">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 846 647 1024">第3節 防災のための教育</td> <td data-bbox="647 846 890 1024">(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)</td> <td data-bbox="890 846 1377 1024">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1024 647 1024"></td> <td data-bbox="647 1024 890 1024">防災関係機関</td> <td data-bbox="890 1024 1377 1024">(略)</td> </tr> </table>	第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、施設を管理する課、消防署	(略)		(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、消防署	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)	第3節 防災のための教育	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)	(略)		防災関係機関	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 342 1709 667">第1節 防災訓練の実施</td> <td data-bbox="1709 342 1952 516">(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課、消防署</td> <td data-bbox="1952 342 2439 516">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 516 1709 667"></td> <td data-bbox="1709 516 1952 667">(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、消防署</td> <td data-bbox="1952 516 2439 667">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 667 1709 846">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="1709 667 1952 846">(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)を始め全課、消防署、県警察、名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="1952 667 2439 846">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 846 1709 1024">第3節 防災のための教育</td> <td data-bbox="1709 846 1952 1024">(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)</td> <td data-bbox="1952 846 2439 1024">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1024 1709 1024"></td> <td data-bbox="1709 1024 1952 1024">防災関係機関</td> <td data-bbox="1952 1024 2439 1024">(略)</td> </tr> </table>	第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課、消防署	(略)		(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、消防署	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)を始め全課、消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)	第3節 防災のための教育	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)	(略)		防災関係機関	(略)	<p>反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、施設を管理する課、消防署	(略)																															
	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、消防署	(略)																															
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)																															
第3節 防災のための教育	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)	(略)																															
	防災関係機関	(略)																															
第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課、消防署	(略)																															
	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、消防署	(略)																															
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)を始め全課、消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)																															
第3節 防災のための教育	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)	(略)																															
	防災関係機関	(略)																															
88	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ〜キについて解説を行い、啓発を図る。</p> <p>さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p> <p>(略)</p> <p>ケ 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ〜キについて解説を行い、啓発を図る。</p> <p>さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や避難情報の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>(略)</p> <p>ケ <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p> <p>(防災基本計画第2編第1章(P15))</p>																														

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																		
88	<p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>などの</u>感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	(表記の整理)																																		
93	<h3>第3編 災害応急対策</h3>	<h3>第3編 災害応急対策</h3>																																			
93	<h4>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</h4>	<h4>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</h4>																																			
93	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 1134 1377 1356"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣要請</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 災害対策本部の設置・運営	(市)本部班(防災課)	(略)	第2節 職員の派遣要請	(市)本部班(防災課)	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	(略)	(市)本部班(防災課)	(略)		(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 1134 2436 1356"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>(市)本部班(防災課)、<u>第1医療班(健康課)</u> <u>防災関係機関</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣要請</td> <td><u>情報・調整班(秘書情報課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)、<u>避難所班(国保年金課)</u>、<u>住宅建築班(建築課)</u>、<u>調達班(資産活用課)</u>、<u>供給班(商工課)</u>、<u>水道班(水道課)</u>、<u>第1医療班(健康課)</u>、<u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u>、<u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u>、<u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> <u>本部班は総括</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 災害対策本部の設置・運営	(市)本部班(防災課)、 <u>第1医療班(健康課)</u> <u>防災関係機関</u>	(略)	第2節 職員の派遣要請	<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	(略)	(市)本部班(防災課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>住宅建築班(建築課)</u> 、 <u>調達班(資産活用課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>水道班(水道課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u> 、 <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> <u>本部班は総括</u>	(略)		(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容																																			
第1節 災害対策本部の設置・運営	(市)本部班(防災課)	(略)																																			
第2節 職員の派遣要請	(市)本部班(防災課)	(略)																																			
第3節 災害救助法の適用	県	(略)																																			
	(市)本部班(防災課)	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
区分	機関名	主な内容																																			
第1節 災害対策本部の設置・運営	(市)本部班(防災課)、 <u>第1医療班(健康課)</u> <u>防災関係機関</u>	(略)																																			
第2節 職員の派遣要請	<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)																																			
第3節 災害救助法の適用	県	(略)																																			
	(市)本部班(防災課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>住宅建築班(建築課)</u> 、 <u>調達班(資産活用課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>水道班(水道課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u> 、 <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> <u>本部班は総括</u>	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
94																																					

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																				
94	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害対策本部設置の時期</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="492 646 1377 1041"> <tr> <td>1</td> <td>碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 (追加) (追加) 津波警報 矢作川氾濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>東海地震に関連する調査情報(臨時)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>碧南市に「震度4」以上の地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 (追加) (追加) 津波警報 矢作川氾濫警戒情報	2	(略)	3	東海地震に関連する調査情報(臨時)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。	4	碧南市に「震度4」以上の地震が発生したとき。		(略)	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害対策本部設置の時期</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1555 646 2439 1041"> <tr> <td>1</td> <td>碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 大雪警報 土砂災害警戒情報 大津波警報 津波警報 矢作川氾濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>碧南市に「震度4」以上を観測した地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わない。</p>	1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 大雪警報 土砂災害警戒情報 大津波警報 津波警報 矢作川氾濫警戒情報	2	(略)	3	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。	4	碧南市に「震度4」以上を 観測した 地震が発生したとき。		(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 (追加) (追加) 津波警報 矢作川氾濫警戒情報																						
2	(略)																						
3	東海地震に関連する調査情報(臨時)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。																						
4	碧南市に「震度4」以上の地震が発生したとき。																						
	(略)																						
1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 大雪警報 土砂災害警戒情報 大津波警報 津波警報 矢作川氾濫警戒情報																						
2	(略)																						
3	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。																						
4	碧南市に「震度4」以上を 観測した 地震が発生したとき。																						
	(略)																						
95	<p>イ 災害対策本部室</p> <p>本部は、原則として碧南市役所会議室1に設置するものとする。しかし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 本部長(市長)不在時における意思決定</p> <p>(略)</p> <p>イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。</p> <p><碧南市災害対策本部組織図></p> <p>図中：医療部(経営管理部長)</p> <p>(略)</p>	<p>イ 災害対策本部室</p> <p>災害対策本部の設置場所は以下のとおりとする。しかし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。</p> <p>(ア) 第1次非常配備(警戒体制)の場合、会議室1に設置する。</p> <p>(イ) 第2次非常配備以上の場合、会議室4・5に設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 本部長(市長)不在時における意思決定</p> <p>(略)</p> <p>イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。</p> <p><碧南市災害対策本部組織図></p> <p>図中：医療部(医事経営課長)</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																				
97	<p>2 職員動員計画</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市洪水時応急復旧計画 2. 2</p>	<p>2 職員動員計画</p> <p>[参照項目]</p> <p>◆資料編(資料14-2)碧南市職員非常配備体制表</p>																					

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																
97	<p>(略)</p> <p>(1) 非常配備の基準</p> <p>職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備準備体制</td> <td>1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り始めたとき。 3 その他防災統轄監が必要と認められたとき。</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第1次非常配備準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り始めたとき。 3 その他防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(1) 非常配備の基準</p> <p>職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備準備体制</td> <td>1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り始めたとき。 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u> 4 その他防災統轄監が必要と認められたとき。</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第1次非常配備準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り始めたとき。 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u> 4 その他防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)	(表記の整理)
種別	配備時期	配備内容	摘要																
第1次非常配備準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り始めたとき。 3 その他防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)																
種別	配備時期	配備内容	摘要																
第1次非常配備準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り始めたとき。 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u> 4 その他防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)																
98	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備警戒体制</td> <td>1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 (7) 大雨警報 (8) 暴風警報 (9) 洪水警報 (10) 高潮警報 (11) 津波警報 (12) 矢作川氾濫警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。 (追加) 5 その他市長が必要と認められたとき。</td> <td>(略)</td> <td>状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	第1次非常配備警戒体制	1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 (7) 大雨警報 (8) 暴風警報 (9) 洪水警報 (10) 高潮警報 (11) 津波警報 (12) 矢作川氾濫警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。 (追加) 5 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備警戒体制</td> <td>1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、<u>またはそのおそれ</u>があるとき。 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</u> 4 <u>碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき</u> 5 その他市長が必要と認められたとき。</td> <td>(略)</td> <td>状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	第1次非常配備警戒体制	1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、 <u>またはそのおそれ</u> があるとき。 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</u> 4 <u>碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき</u> 5 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。									
第1次非常配備警戒体制	1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 (7) 大雨警報 (8) 暴風警報 (9) 洪水警報 (10) 高潮警報 (11) 津波警報 (12) 矢作川氾濫警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。 (追加) 5 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。																
第1次非常配備警戒体制	1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、 <u>またはそのおそれ</u> があるとき。 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</u> 4 <u>碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき</u> 5 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。																
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2次非常配備</td> <td>1 上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 その他市長が必要と認められたとき。</td> <td>(略)</td> <td>災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、災害対策本部の要請により参集し、活動に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	第2次非常配備	1 上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、災害対策本部の要請により参集し、活動に当たる。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2次非常配備</td> <td>1 <u>第1次非常配備警戒体制</u>のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 <u>次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。</u> (1) 大雨特別警報</td> <td>(略)</td> <td>災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、<u>各消防会館に自動参集し</u>、災害対策本部の要請により</td> </tr> </tbody> </table>	第2次非常配備	1 <u>第1次非常配備警戒体制</u> のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 <u>次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。</u> (1) 大雨特別警報	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、 <u>各消防会館に自動参集し</u> 、災害対策本部の要請により									
第2次非常配備	1 上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、災害対策本部の要請により参集し、活動に当たる。																
第2次非常配備	1 <u>第1次非常配備警戒体制</u> のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 <u>次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。</u> (1) 大雨特別警報	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、 <u>各消防会館に自動参集し</u> 、災害対策本部の要請により																

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)				改正後(令和4年2月修正)				改正理由
98						<p>(2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 (7) 矢作川氾濫警戒情報 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 5 その他市長が必要と認めたとき。</p>		<p>参集し、活動に当たる。</p>	(表記の整理)
99	(追加)	<p>県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (追加)</p>	(略)	<p>災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、災害対策本部の要請により参集し、活動に当たる。</p>	<p>第3次非常配備</p>	<p>1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</p>	(略)	<p>災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊を含む)は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合、災害対策本部の要請により活動に当たる。</p>	
					<p>※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関する情報)の発表は行わない。</p>				
100	<p>第2節 職員の派遣要請 4 被災市町村への職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>				<p>第2節 職員の派遣要請 4 被災市町村への職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>				1. 県の地域防災計画の修正の反映
100	<p>第3節 災害救助法の適用 1 県における措置</p>				<p>第3節 災害救助法の適用 1 県における措置</p>				1. 県の地域防災計画の修正の反映
101	<p>(1) 災害救助法の適用 知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市(救助実施市を除く。以下この節において同じ。)の区域について、災害救助法を適用す</p>				<p>(1) 災害救助法の適用 知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市(救助実施市を除く。以下この節において同じ。)の区域について、災害救助法を適用する。</p>				(改正後の災害救

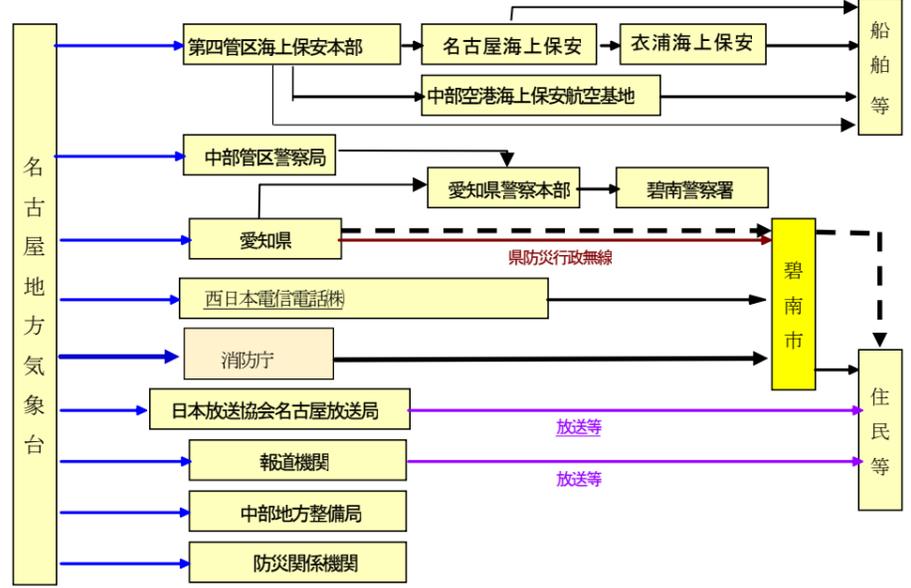
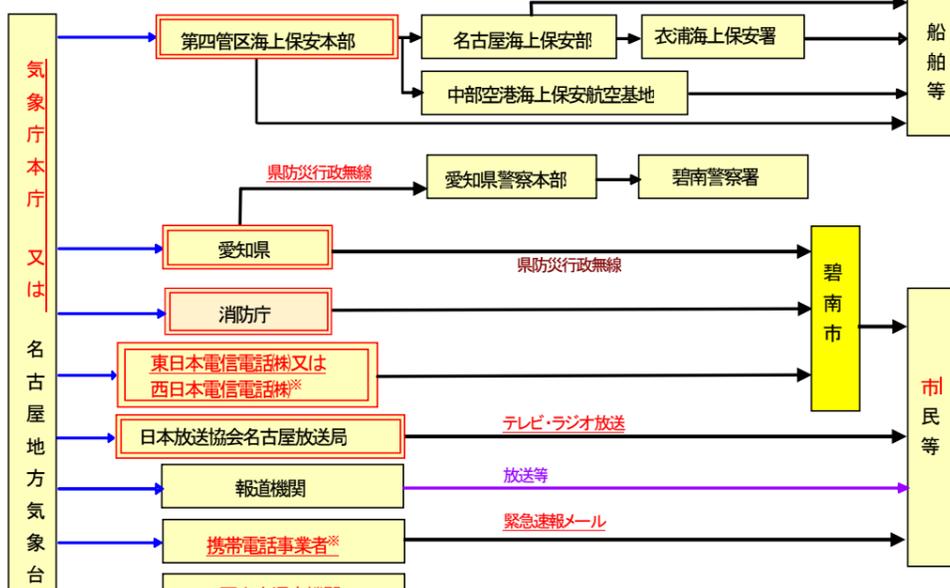
碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																																																																					
101	<p>る。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</p> <p>(3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="439 1226 1323 1873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置 <u>(追加)</u></td> <td colspan="2">市(県が委任) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等 児童生徒分 (略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置 <u>(追加)</u>	市(県が委任) <u>(追加)</u>		応急仮設住宅の設置	(略)		食品の給与			飲料水の給与			被服、寝具の給与			医療、助産			被災者の救出			住宅の応急修理			学用品の給与			市町村立小・中学校等 児童生徒分 (略)	(略)		埋葬			死体の搜索及び処理			<p><u>なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u></p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。 <u>また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。</u></p> <p>(3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1226 2392 1873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類 <u>(市担当部署)</u></th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与 <u>(避難所班)</u></td> <td colspan="2">市(県が委任)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の輸送 <u>(調達班)</u></td> <td colspan="2">市(県が委任)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置 <u>(住宅建築班)</u></td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>食品の給与 <u>(供給班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給 <u>(水道班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与 <u>(供給班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医療、助産 <u>(第1医療班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被災者の救出 <u>(本部班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理 <u>(住宅建築班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等 児童生徒分 <u>(学校教育班)</u> (略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>埋葬 <u>(市民班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理 <u>(市民)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類 <u>(市担当部署)</u>	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与 <u>(避難所班)</u>	市(県が委任)		要配慮者の輸送 <u>(調達班)</u>	市(県が委任)		応急仮設住宅の設置 <u>(住宅建築班)</u>	(略)		食品の給与 <u>(供給班)</u>			飲料水の供給 <u>(水道班)</u>			被服、寝具の給与 <u>(供給班)</u>			医療、助産 <u>(第1医療班)</u>			被災者の救出 <u>(本部班)</u>			住宅の応急修理 <u>(住宅建築班)</u>			学用品の給与			市町村立小・中学校等 児童生徒分 <u>(学校教育班)</u> (略)	(略)		埋葬 <u>(市民班)</u>			死体の搜索及び処理 <u>(市民)</u>			<p>助法第2条第2項 関係)</p> <p>(改正後の災害救助法第4条第2項 関係)</p> <p>(表記の整理)</p>
救助の種類	実施者																																																																																							
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																						
避難所の設置 <u>(追加)</u>	市(県が委任) <u>(追加)</u>																																																																																							
応急仮設住宅の設置	(略)																																																																																							
食品の給与																																																																																								
飲料水の給与																																																																																								
被服、寝具の給与																																																																																								
医療、助産																																																																																								
被災者の救出																																																																																								
住宅の応急修理																																																																																								
学用品の給与																																																																																								
市町村立小・中学校等 児童生徒分 (略)	(略)																																																																																							
埋葬																																																																																								
死体の搜索及び処理																																																																																								
救助の種類 <u>(市担当部署)</u>	実施者																																																																																							
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																						
避難所の供与 <u>(避難所班)</u>	市(県が委任)																																																																																							
要配慮者の輸送 <u>(調達班)</u>	市(県が委任)																																																																																							
応急仮設住宅の設置 <u>(住宅建築班)</u>	(略)																																																																																							
食品の給与 <u>(供給班)</u>																																																																																								
飲料水の供給 <u>(水道班)</u>																																																																																								
被服、寝具の給与 <u>(供給班)</u>																																																																																								
医療、助産 <u>(第1医療班)</u>																																																																																								
被災者の救出 <u>(本部班)</u>																																																																																								
住宅の応急修理 <u>(住宅建築班)</u>																																																																																								
学用品の給与																																																																																								
市町村立小・中学校等 児童生徒分 <u>(学校教育班)</u> (略)	(略)																																																																																							
埋葬 <u>(市民班)</u>																																																																																								
死体の搜索及び処理 <u>(市民)</u>																																																																																								
102																																																																																								

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																												
102	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="439 344 742 449">住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td data-bbox="742 344 1320 449">(略)</td> </tr> </table>	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 344 1810 449"><u>班)</u> 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 <u>(土木施設管理班)</u></td> <td data-bbox="1810 344 2389 449">(略)</td> </tr> </table>	<u>班)</u> 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 <u>(土木施設管理班)</u>	(略)	(表記の整理)																																								
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	(略)																																														
<u>班)</u> 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 <u>(土木施設管理班)</u>	(略)																																														
103	<h2>第2章 避難行動</h2>	<h2>第2章 避難行動</h2>																																													
103	<p>基本方針 (略)</p> <p>○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 (略)</p>	<p>基本方針 (略)</p> <p>○ <u>高齢者等避難</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(「避難情報に関するガイドライン」)</p>																																												
104	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 気象警報等の発表、伝達</td> <td>名古屋地方気象台</td> <td>1 (略) 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局、県</td> <td>2 (1) 洪水予報の発表・伝達 (追加) 3 水防警報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>6 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>7 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>8 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>9 10 (略) 11</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難勧告等</td> <td>(市) 本部班(防災課)、<u>広報班(経営企画課)</u> (略)</td> <td>1(1) <u>避難勧告等</u> (略) 1(5) <u>避難の勧告・指示の内容</u> 1(6) <u>避難の措置と周知</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導等</td> <td>(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 (略) 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達	中部地方整備局、県	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 (追加) 3 水防警報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達	(略)	6 (略)	(略)	7 (略)	(略)	8 (略)	(略)	9 10 (略) 11	第2節 避難勧告等	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> (略)	1(1) <u>避難勧告等</u> (略) 1(5) <u>避難の勧告・指示の内容</u> 1(6) <u>避難の措置と周知</u> (略)	第3節 住民等の避難誘導等	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 気象警報等の発表、伝達</td> <td>名古屋地方気象台</td> <td>1 (略) 2 洪水予報の発表・伝達 <u>5</u> 土砂災害警戒情報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局、県</td> <td>2 洪水予報の発表・伝達 <u>3</u> <u>高潮に係る水位情報の周知</u> <u>4</u> 水防警報の発表・伝達 <u>5</u> 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>6</u> 土砂災害緊急情報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>7</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>8</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>9</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>10</u> <u>11</u> (略) <u>12</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>避難情報</u></td> <td>(市) 本部班(防災課) (略)</td> <td>1(1) <u>避難情報</u> (略) 1(5) <u>避難の指示</u>の内容 1(6) <u>避難の措置と周知</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導等</td> <td>(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、<u>こども班(こども課)</u>、<u>学</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 (略) 2 洪水予報の発表・伝達 <u>5</u> 土砂災害警戒情報の発表・伝達	中部地方整備局、県	2 洪水予報の発表・伝達 <u>3</u> <u>高潮に係る水位情報の周知</u> <u>4</u> 水防警報の発表・伝達 <u>5</u> 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>6</u> 土砂災害緊急情報の発表・伝達	(略)	<u>7</u> (略)	(略)	<u>8</u> (略)	(略)	<u>9</u> (略)	(略)	<u>10</u> <u>11</u> (略) <u>12</u>	第2節 <u>避難情報</u>	(市) 本部班(防災課) (略)	1(1) <u>避難情報</u> (略) 1(5) <u>避難の指示</u> の内容 1(6) <u>避難の措置と周知</u> (略)	第3節 住民等の避難誘導等	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、 <u>こども班(こども課)</u> 、 <u>学</u>	(略)	<p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容																																													
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 (略) 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達																																													
	中部地方整備局、県	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 (追加) 3 水防警報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達																																													
	(略)	6 (略)																																													
	(略)	7 (略)																																													
	(略)	8 (略)																																													
	(略)	9 10 (略) 11																																													
	第2節 避難勧告等	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> (略)	1(1) <u>避難勧告等</u> (略) 1(5) <u>避難の勧告・指示の内容</u> 1(6) <u>避難の措置と周知</u> (略)																																												
第3節 住民等の避難誘導等	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署	(略)																																													
区分	機関名	主な内容																																													
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 (略) 2 洪水予報の発表・伝達 <u>5</u> 土砂災害警戒情報の発表・伝達																																													
	中部地方整備局、県	2 洪水予報の発表・伝達 <u>3</u> <u>高潮に係る水位情報の周知</u> <u>4</u> 水防警報の発表・伝達 <u>5</u> 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>6</u> 土砂災害緊急情報の発表・伝達																																													
	(略)	<u>7</u> (略)																																													
	(略)	<u>8</u> (略)																																													
	(略)	<u>9</u> (略)																																													
	(略)	<u>10</u> <u>11</u> (略) <u>12</u>																																													
	第2節 <u>避難情報</u>	(市) 本部班(防災課) (略)	1(1) <u>避難情報</u> (略) 1(5) <u>避難の指示</u> の内容 1(6) <u>避難の措置と周知</u> (略)																																												
第3節 住民等の避難誘導等	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、 <u>こども班(こども課)</u> 、 <u>学</u>	(略)																																													

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
106	<p>7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統</p>  <p>(注) 1 伝達方法点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 2 名古屋地方気象台から西日本電信電話株には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>8 (略) 9 (略) 10 (略) 11 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図</p>  <p>※気象庁から東日本電信電話株又は西日本電信電話株には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は名古屋地方気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	(図の修正)
107			
107	<p>(2) 洪水予報の伝達系統 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・矢作川洪水予報</p>	<p>(2) 洪水予報の伝達系統 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・矢作川洪水予報</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
107	<p>中部地方整備局 豊橋河川事務所(矢作川)</p> <p>中部管区警察局 陸上自衛隊 水資源機構中部支社</p> <p>愛知県警察本部 愛知県</p> <p>矢作川洪水予報の伝達にあつては中部管区警察局を経由しない。</p> <p>(県防災行政無線)</p> <p>名古屋地方気象台</p> <p>西日本電信電話(株)※ 報道機関 防災関係機関</p> <p>碧南市</p> <p>消防庁</p> <p>碧南市民</p>	<p>中部地方整備局 豊橋河川事務所(矢作川)</p> <p>中部管区警察局 陸上自衛隊 水資源機構中部支社</p> <p>愛知県警察本部 愛知県</p> <p>矢作川洪水予報の伝達にあつては中部管区警察局を経由しない。</p> <p>(県防災行政無線)</p> <p>名古屋地方気象台</p> <p>西日本電信電話(株)※ 報道機関 防災関係機関</p> <p>碧南市</p> <p>消防庁</p> <p>碧南市民</p>	(図の修正)

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
109	(追加)	<p>(5) 水位周知海岸の水位情報(高潮氾濫発生情報)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (水防法に基づき、水位周知海岸を指定したため)
109	(5) 土砂災害緊急情報 (略)	(6) 土砂災害緊急情報 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映
110	(6) 火災気象通報 (略)	(7) 火災気象通報 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映
	(7) 火災警報 (略)	(8) 火災警報 (略)	(図の修正)
	11 異常現象の通報 (略)	12 異常現象の通報 (略)	

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
110	<p>第2節 避難勧告等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕<u>避難勧告</u>を基本とする。</p> <p><u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</p> <p>ア 〔警戒レベル5〕<u>災害発生情報</u></p> <p><u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>イ 〔警戒レベル4〕<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難勧告等の発令基準</u>に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示</u>する。</p> <p><u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u></p> <p>また、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p>◆資料編(資料2-2)予警報等の種類と発表基準</p> <p>ウ 〔警戒レベル3〕<u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p><u>一般住民に対して避難準備(避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備)を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(要配慮者避難)情報を</u></p>	<p>第2節 避難情報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難情報</u></p> <p>速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕<u>避難指示</u>とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。</p> <p><u>洪水及び高潮等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。</u></p> <p><u>また、既に災害が発生又は切迫している状況(警戒レベル5)において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</u></p> <p>ア 〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保</u></p> <p><u>災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u></p> <p>イ 〔警戒レベル4〕<u>避難指示</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難指示</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕<u>避難指示</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示</u>する。</p> <p><u>避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。</u></p> <p>また、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難指示</u>を発令する。</p> <p>◆資料編(資料2-2)予警報等の種類と発表基準</p> <p>ウ 〔警戒レベル3〕<u>高齢者等避難</u></p> <p><u>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係)</p>
111			

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
111	<p>伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、[警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて避難所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定</p> <p><u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ <u>避難勧告等</u>の伝達</p> <p><u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p><u>避難勧告等</u>の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合</u>において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>避難の勧告・指示</u>の内容</p> <p>市長等の<u>避難勧告等</u>を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域</p> <p>(2) 避難先(避難所の名称及び所在地等)</p> <p>(3) 避難経路</p>	<p>また、必要に応じ、[警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u>を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定</p> <p><u>避難情報</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ <u>避難情報</u>の伝達</p> <p><u>避難情報</u>を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p><u>避難情報</u>の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、<u>避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」措置を指示しようとする場合</u>において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>避難の指示</u>の内容</p> <p>市長等の<u>避難指示</u>を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p><u>ア</u> 避難対象地域</p> <p><u>イ</u> 避難先(避難所の名称及び所在地等)</p> <p><u>ウ</u> 避難経路</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
112			

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
112	<p>(4) 避難勧告又は指示の理由</p> <p>(5) その他の必要な事項(避難上の留意事項:火災予防、盗難予防、携行品、服装等)</p> <p>(6) 避難の措置と周知 避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 市は、<u>避難の準備情報・勧告・指示</u>を発令した場合、次の方法により市民に対し伝達広報を行うものとする。この場合は<u>情報渉外班(渉外広報係)</u>が主体となり、迅速・的確に関係機関と緊密な連携をとりながら伝達を行うものとする。</p> <p>ア 伝達の方法 (略)</p> <p>(ウ) 個別巡回による伝達 <u>避難を勧告・指示</u>した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合等においては、市役所、消防署、警察署の職員、消防団員、連絡委員等により関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。 (略)</p> <p>(オ) ラジオ・テレビ放送等による伝達 NHK、ケーブルテレビ(株)キャッチネットワーク)、コミュニティーFM(株)エフエムキャッチ)その他民間放送局に対して、<u>勧告・指示</u>を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、知事を通じて放送について協力を依頼するとともに、インターネットホームページ、電話(携帯電話を含む)、無線、FAX等を活用し周知徹底を図るものとする。 (略)</p>	<p><u>エ 避難指示</u>の理由</p> <p><u>オ</u> その他の必要な事項(避難上の留意事項:火災予防、盗難予防、携行品、服装等)</p> <p>(6) 避難の措置と周知 <u>避難の指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 市は、<u>避難の指示</u>を発令した場合、次の方法により市民に対し伝達広報を行うものとする。この場合は<u>広報班</u>が主体となり、迅速・的確に関係機関と緊密な連携をとりながら伝達を行うものとする。</p> <p>ア 伝達の方法 (略)</p> <p>(ウ) 個別巡回による伝達 <u>避難を指示</u>した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合等においては、市役所、消防署、警察署の職員、消防団員、連絡委員等により関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。 (略)</p> <p>(オ) ラジオ・テレビ放送等による伝達 NHK、ケーブルテレビ(株)キャッチネットワーク)、コミュニティーFM(株)エフエムキャッチ)その他民間放送局に対して、<u>避難指示</u>を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、知事を通じて放送について協力を依頼するとともに、インターネットホームページ及びLINE、twitter、Facebookなどのソーシャルメディア、電話(携帯電話を含む)、無線、FAX等を活用し周知徹底を図るものとする。 (略)</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第61条第1項関係)</p>
113	<p>イ 伝達の系統 避難の勧告・指示の伝達系統は、資料編(資料4-5) <u>避難勧告</u>等伝達系統図による。</p> <p>◆資料編(資料4-5) <u>避難勧告</u>伝達系統図</p> <p>ウ <u>避難勧告・指示</u>の内容</p>	<p>イ 伝達の系統 <u>避難の指示</u>の伝達系統は、資料編(資料4-5) <u>避難指示等</u>伝達系統図による。</p> <p>◆資料編(資料4-5) <u>避難指示等</u>伝達系統図</p> <p>ウ <u>避難指示</u>の内容</p>	

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
<p>113</p> <p>114</p> <p>115</p>	<p>避難勧告・指示の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 避難対象地域</p> <p>(イ) 避難先（避難所の名称及び所在地）</p> <p>(ウ) 避難経路</p> <p>(エ) <u>勧告又は指示</u>の理由</p> <p>(略)</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有</p> <p>ア 市町村長への助言</p> <p>知事は、市町村長から<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>また、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>イ ホットラインによる情報提供・共有</p> <p>「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、<u>避難勧告等</u>に資する情報提供を行う。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行</p> <p>知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって<u>立退き等の勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 法第61条による指示</p> <p>市長による避難のための立ち退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示する。</p> <p>(略)</p> <p>6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市長への助言</p> <p>名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必</p>	<p><u>避難指示</u>の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 避難対象地域</p> <p>(イ) 避難先（避難所の名称及び所在地）</p> <p>(ウ) 避難経路</p> <p>(エ) <u>避難指示</u>の理由</p> <p>(略)</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有</p> <p>ア 市町村長への助言</p> <p>知事は、市町村長から<u>避難情報</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>また、時機を失することなく<u>避難情報</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>イ ホットラインによる情報提供・共有</p> <p>「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、<u>避難情報</u>に資する情報提供を行う。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行</p> <p>知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって<u>立退き等の指示</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 法第61条による指示</p> <p>市長による避難のための立ち退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」措置を指示する。</p> <p>(略)</p> <p>6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市長への助言</p> <p>名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p>	<p></p> <p>(改正後の災害対策基本法第61条第1項関係)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第61条の2関係)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																																																																																														
<p>115</p> <p>116</p> <p>117</p>	<p>要な助言を行う。</p> <p>第3節 住民等の避難誘導 (略)</p> <table border="1" data-bbox="403 569 1359 1035"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>指揮者</th> <th>団員数</th> <th>(追加)</th> <th>分 団 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団</td> <td>第1分団長</td> <td>20</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1分隊</td> <td>第1分隊長</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>第2分団長</td> <td>20</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2分隊</td> <td>第2分隊長</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>第3分団長</td> <td>20</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3分隊</td> <td>第3分隊長</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>第5分団長</td> <td>20</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5分隊</td> <td>第5分隊長</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>第6分団長</td> <td>20</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6分隊</td> <td>第6分隊長</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 住民等の避難誘導 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の支援 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</p>	分団名	指揮者	団員数	(追加)	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	20		(略)	第1分隊	第1分隊長	30			第2分団	第2分団長	20		(略)	第2分隊	第2分隊長	30			第3分団	第3分団長	20		(略)	第3分隊	第3分隊長	30			第5分団	第5分団長	20		(略)	第5分隊	第5分隊長	30			第6分団	第6分団長	20		(略)	第6分隊	第6分隊長	30			<p>第3節 住民等の避難誘導等 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1469 569 2424 1035"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>指揮者</th> <th>団員数</th> <th>団員数 令和4年4 月以降</th> <th>分 団 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団</td> <td>第1分団長</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1分隊</td> <td>第1分隊長</td> <td>30</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>第2分団長</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2分隊</td> <td>第2分隊長</td> <td>30</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>第3分団長</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3分隊</td> <td>第3分隊長</td> <td>30</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>第5分団長</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5分隊</td> <td>第5分隊長</td> <td>30</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>第6分団長</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6分隊</td> <td>第6分隊長</td> <td>30</td> <td>20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 住民等の避難誘導等 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の支援 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。</p>	分団名	指揮者	団員数	団員数 令和4年4 月以降	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	17	24	(略)	第1分隊	第1分隊長	30	20		第2分団	第2分団長	17	24	(略)	第2分隊	第2分隊長	30	20		第3分団	第3分団長	17	24	(略)	第3分隊	第3分隊長	30	20		第5分団	第5分団長	17	24	(略)	第5分隊	第5分隊長	30	20		第6分団	第6分団長	17	24	(略)	第6分隊	第6分隊長	30	20		<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第49条の15第2項、第3項、第49条の16及び第49条の17関係)</p>
分団名	指揮者	団員数	(追加)	分 団 区 域																																																																																																													
第1分団	第1分団長	20		(略)																																																																																																													
第1分隊	第1分隊長	30																																																																																																															
第2分団	第2分団長	20		(略)																																																																																																													
第2分隊	第2分隊長	30																																																																																																															
第3分団	第3分団長	20		(略)																																																																																																													
第3分隊	第3分隊長	30																																																																																																															
第5分団	第5分団長	20		(略)																																																																																																													
第5分隊	第5分隊長	30																																																																																																															
第6分団	第6分団長	20		(略)																																																																																																													
第6分隊	第6分隊長	30																																																																																																															
分団名	指揮者	団員数	団員数 令和4年4 月以降	分 団 区 域																																																																																																													
第1分団	第1分団長	17	24	(略)																																																																																																													
第1分隊	第1分隊長	30	20																																																																																																														
第2分団	第2分団長	17	24	(略)																																																																																																													
第2分隊	第2分隊長	30	20																																																																																																														
第3分団	第3分団長	17	24	(略)																																																																																																													
第3分隊	第3分隊長	30	20																																																																																																														
第5分団	第5分団長	17	24	(略)																																																																																																													
第5分隊	第5分隊長	30	20																																																																																																														
第6分団	第6分団長	17	24	(略)																																																																																																													
第6分隊	第6分隊長	30	20																																																																																																														

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
117	<p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p>	<p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p>	
117	<p><u>(新設)</u></p>	<p>第4節 広域避難 1 広域避難に係る協議 (1) 市における措置 <u>市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。</u> (2) 県における措置 <u>県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。</u> 2 居住者等の運送 (1) 県における措置 <u>県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。</u> ア <u>運送すべき人</u> イ <u>運送すべき場所</u> ウ <u>期日</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (改正後の災害対策基本法第61条の4第1項、第61条の5第1項及び第61条の6第1項関係) ※(広域一時滞りに係る協議等(第3編第9章第1節3(P187)) (改正後の災害対策基本法第61条の5第2項及び第61条の7第1項関係) (改正後の災害対策基本法第61条の8第1項関係)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																										
118	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>																																											
119	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 527 1380 1341"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、防災関係機関</td> <td>1 通信手段の確保 (追加)</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課) 防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報道機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 被害状況等の 収集・伝達	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)	(略)		(略)	(略)	第2節 通信手段の確保	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、防災関係機関	1 通信手段の確保 (追加)	第3節 広報	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課) 防災関係機関	(略)		報道機関	(略)		(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、防災関係機関	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 527 2439 1341"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) 始め全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課) 防災関係機関</td> <td>1(1) 専用通信の使用 1(2) 防災相互通信用無線局の使用 1(3) 衛星通信施設の使用 1(4) 移動系無線局の使用 1(5) 非常通信 1(6) 孤立防止用無線電話等の使用 1(7) 電話・電報施設の優先利用 1(8) 放送の依頼 1(9) 県防災情報システムの使用</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>(市)広報班(経営企画課)、市民班(市民課) 防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報道機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市)広報班(経営企画課)、 防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 被害状況等の 収集・伝達	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) 始め全課	(略)		(略)	(略)	第2節 通信手段の確保	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課) 防災関係機関	1(1) 専用通信の使用 1(2) 防災相互通信用無線局の使用 1(3) 衛星通信施設の使用 1(4) 移動系無線局の使用 1(5) 非常通信 1(6) 孤立防止用無線電話等の使用 1(7) 電話・電報施設の優先利用 1(8) 放送の依頼 1(9) 県防災情報システムの使用	第3節 広報	(市)広報班(経営企画課)、市民班(市民課) 防災関係機関	(略)		報道機関	(略)		(市)広報班(経営企画課)、 防災関係機関	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
第2節 通信手段の確保	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、防災関係機関	1 通信手段の確保 (追加)																																											
第3節 広報	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課) 防災関係機関	(略)																																											
	報道機関	(略)																																											
	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、防災関係機関	(略)																																											
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) 始め全課	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
第2節 通信手段の確保	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課) 防災関係機関	1(1) 専用通信の使用 1(2) 防災相互通信用無線局の使用 1(3) 衛星通信施設の使用 1(4) 移動系無線局の使用 1(5) 非常通信 1(6) 孤立防止用無線電話等の使用 1(7) 電話・電報施設の優先利用 1(8) 放送の依頼 1(9) 県防災情報システムの使用																																											
第3節 広報	(市)広報班(経営企画課)、市民班(市民課) 防災関係機関	(略)																																											
	報道機関	(略)																																											
	(市)広報班(経営企画課)、 防災関係機関	(略)																																											
119	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																										
120	<p>市長は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p>	<p>市長は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p>																																											
120	<p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<u>避難指示(緊急)</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p>	<p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<u>避難情報</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p>	<p>(「避難情報に関するガイドライン」)</p>																																										

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
121 122 125 126 126	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)また、一定規模以上の災害(即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> <p> 図中：情報渉外班・調整班</p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 非常通信</p> <p>(略)</p> <p>ア 非常通信の通信内容</p> <p>(略)</p> <p>(7) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)また、一定規模以上の災害(即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>3 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> <p> 図中：情報・調整班 広報班</p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 非常通信</p> <p>(略)</p> <p>ア 非常通信の通信内容</p> <p>(略)</p> <p>(7) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第23条の3第1項関係)</p>

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
127	送等に関するもの。 (略)	達、配分、輸送等に関するもの。 (略)													
128	<p>第3節 広報 (略)</p> <p>4 広報内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 災害の発生状況</p> <p>イ 地域住民のとりべき措置</p> <p>ウ 避難に関する情報(避難場所、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>等) (略)</p>	<p>第3節 広報 (略)</p> <p>4 広報内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 災害の発生状況</p> <p>イ 地域住民のとりべき措置</p> <p>ウ 避難に関する情報(避難場所、<u>避難情報</u>) (略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映												
129	<p>(4) 記録写真の作成</p> <p>被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。なお各班で撮影した写真はすべて<u>情報渉外班</u>へ提出するようにする。 (略)</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表 (略)</p> <p>ウ 市民への広報 (略)</p> <p>(ウ) インターネットホームページ掲載及び<u>ツイッター</u>などのソーシャルメディアによる情報提供 (略)</p> <p>※上記広報活動を実施するため、庁有車のうち放送設備を常備した庁有車は、<u>情報渉外班</u>の指示により広報活動に従事させるようにする。</p>	<p>(4) 記録写真の作成</p> <p>被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。なお各班で撮影した写真はすべて<u>広報班</u>へ提出するようにする。 (略)</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表 (略)</p> <p>ウ 市民への広報 (略)</p> <p>(ウ) インターネットホームページ掲載及び<u>LINE、twitter、Facebook</u>などのソーシャルメディアによる情報提供 (略)</p> <p>※上記広報活動を実施するため、庁有車のうち放送設備を常備した庁有車は、<u>広報班</u>の指示により広報活動に従事させるようにする。</p>	(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)												
131	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請													
131	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 65%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置				<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 65%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置				2. 碧南市各部署における活動の
区 分	機関名	主 な 措 置													
区 分	機関名	主 な 措 置													

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
132	<table border="1"> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市) 本部班(防災課)、会計班(会計課)</td> <td>1 (1) 知事に対する応援要求(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等による広域応援等救援隊等</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署</td> <td>1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制</td> </tr> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、会計班(会計課)</td> <td>1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会</td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 4 ボランティア団体との連携</td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 防災活動拠点の確保</td> <td>(市) 本部班(防災課)</td> <td>1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点</td> </tr> </table>	第1節 応援協力	(市) 本部班(防災課)、会計班(会計課)	1 (1) 知事に対する応援要求(略)	第2節 応援部隊等による広域応援等救援隊等	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、会計班(会計課)	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 4 ボランティア団体との連携	第5節 労務計画	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第6節 防災活動拠点の確保	(市) 本部班(防災課)	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点	<table border="1"> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市) 本部班(防災課)、<u>情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課)、</u>会計班(会計課)</td> <td>1 (1) 知事に対する応援要求等(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>救援隊等による協力</u></td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署</td> <td>1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入<u>れ</u>体制</td> </tr> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>1 <u>市における措置</u> 2 災害派遣要請等手続き系統(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) 地域班(地域協働課)、社会福祉協議会</td> <td>1 <u>市及び社会福祉協議会における措置</u> 2 コーディネーターの役割 3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 4 <u>協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u></td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) 情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 防災活動拠点</td> <td>(市) <u>情報・調整班(秘書情報課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)</u></td> <td>1 <u>市における措置</u> 2 防災活動拠点の<u>確保等</u></td> </tr> </table>	第1節 応援協力	(市) 本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課)、</u> 会計班(会計課)	1 (1) 知事に対する応援要求等(略)	第2節 <u>救援隊等による協力</u>	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入 <u>れ</u> 体制	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 <u>市における措置</u> 2 災害派遣要請等手続き系統(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市) 地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	1 <u>市及び社会福祉協議会における措置</u> 2 コーディネーターの役割 3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 4 <u>協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u>	第5節 労務計画	(市) 情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第6節 防災活動拠点	(市) <u>情報・調整班(秘書情報課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)</u>	1 <u>市における措置</u> 2 防災活動拠点の <u>確保等</u>	<p>反映等 (表記の整理)</p>
第1節 応援協力	(市) 本部班(防災課)、会計班(会計課)	1 (1) 知事に対する応援要求(略)																																					
第2節 応援部隊等による広域応援等救援隊等	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制																																					
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、会計班(会計課)	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統(略)																																					
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 4 ボランティア団体との連携																																					
第5節 労務計画	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																					
第6節 防災活動拠点の確保	(市) 本部班(防災課)	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点																																					
第1節 応援協力	(市) 本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課)、</u> 会計班(会計課)	1 (1) 知事に対する応援要求等(略)																																					
第2節 <u>救援隊等による協力</u>	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入 <u>れ</u> 体制																																					
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 <u>市における措置</u> 2 災害派遣要請等手続き系統(略)																																					
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	1 <u>市及び社会福祉協議会における措置</u> 2 コーディネーターの役割 3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 4 <u>協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u>																																					
第5節 労務計画	(市) 情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																					
第6節 防災活動拠点	(市) <u>情報・調整班(秘書情報課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)</u>	1 <u>市における措置</u> 2 防災活動拠点の <u>確保等</u>																																					
132	<p>第1節 応援協力</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第68条)</p> <p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第67条)</p> <p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めものとする。また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>	<p>第1節 応援協力</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第68条)</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第67条)</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めものとする。また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第68条関係)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第67条第1項関係)</p>																																				

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
133	<p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>1 市及び消防署の措置</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市洪水時応急復旧計画2.4</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>ア <u>市長又は消防署長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</u></p> <p>ウ <u>消防署庁舎又は活動拠点において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</u></p>	<p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>1 市及び消防署の措置</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市洪水時応急復旧計画2.4</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>ア <u>市長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を確保する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																		
138	<p>第6節 防災活動拠点</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 防災活動拠点</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>																		
139	<p>2 防災活動拠点の確保</p>	<p>2 防災活動拠点の確保等</p>	<p>(表記の整理)</p>																		
141	<p>第5章 救出・救助対策</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p>																			
141	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 1367 1380 1686"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>(市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署、 消防団、 県警察、 自主防災会 災害発生事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 救出・救助活動	(市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署、 消防団、 県警察、 自主防災会 災害発生事業所		(略)			<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1367 2442 1686"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>(市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署 消防団 県警察 自主防災会 災害発生事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 救出・救助活動	(市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署 消防団 県警察 自主防災会 災害発生事業所		(略)			<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 救出・救助活動	(市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署、 消防団、 県警察、 自主防災会 災害発生事業所																				
(略)																					
区分	機関名	主な措置																			
第1節 救出・救助活動	(市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署 消防団 県警察 自主防災会 災害発生事業所																				
(略)																					
141	<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市及び消防署における措置</p>	<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市及び消防署における措置</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の</p>																		

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																
142	<p>(略)</p> <p>(3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防署長は衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援要請を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援要請を行う。</p>	<p>反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																
143	<p>第2節 海上における避難救出活動</p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置</p>	<p>第2節 海上における避難救出活動</p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																
144	<p>(略)</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難の勧告・指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難の指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p> <p>(略)</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>																																
145	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>																																	
145	<p>基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="421 1554 1365 1852"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 <u>(追加)</u></td> <td></td> <td>○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入 <u>(追加)</u></td> <td>・広域搬送</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)	(略)			碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 <u>(追加)</u>		○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入 <u>(追加)</u>	・広域搬送	(略)	(略)			<p>基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1481 1554 2424 1852"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 災害拠点精神科病院</td> <td></td> <td>○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)	(略)			碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 災害拠点精神科病院		○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入		(略)	(略)			<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため)</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)	(略)																																		
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 <u>(追加)</u>		○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入 <u>(追加)</u>	・広域搬送																																
(略)	(略)																																		
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)	(略)																																		
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 災害拠点精神科病院		○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入																																	
(略)	(略)																																		

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																						
146	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 医療救護</td> <td>(市)第1医療班(健康課) 第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会</td> <td>1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>2 重傷患者等の受入れ・広域搬送</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>DMAT 指定医療機関</td> <td>3 地域内搬送・病院支援・現場活動</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td>4 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課) 第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送	(追加)	(追加)	DMAT 指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動	碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施		5 災害救助法の適用	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 医療救護</td> <td>(市)第1医療班(健康課) 第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会</td> <td>1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>2 重傷患者等の受入れ・広域搬送</td> </tr> <tr> <td><u>災害拠点精神科病院</u></td> <td><u>3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)</u></td> </tr> <tr> <td>DMAT 指定医療機関</td> <td>4 地域内搬送・病院支援・現場活動</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td>5 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課) 第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送	<u>災害拠点精神科病院</u>	<u>3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)</u>	DMAT 指定医療機関	4 地域内搬送・病院支援・現場活動	碧南市赤十字奉仕団	5 医療救護活動の実施		6 災害救助法の適用	(略)	(略)	(略)	
区分	機関名	主な内容																																							
第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課) 第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																							
	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送																																							
	(追加)	(追加)																																							
	DMAT 指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動																																							
	碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施																																							
		5 災害救助法の適用																																							
	(略)	(略)	(略)																																						
区分	機関名	主な内容																																							
第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課) 第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																							
	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送																																							
	<u>災害拠点精神科病院</u>	<u>3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)</u>																																							
	DMAT 指定医療機関	4 地域内搬送・病院支援・現場活動																																							
	碧南市赤十字奉仕団	5 医療救護活動の実施																																							
		6 災害救助法の適用																																							
	(略)	(略)	(略)																																						
146	<p>第1節 医療救護 (略)</p>	<p>第1節 医療救護 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																						
148	<p>2 災害拠点病院における措置 (略) (追加)</p> <p>3 災害派遣医療チーム(以下、DMAT)指定医療機関における措置 (略)</p> <p>4 碧南市赤十字奉仕団における措置 (略)</p> <p>5 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>2 災害拠点病院における措置 (略)</p> <p>3 <u>災害拠点精神科病院における措置</u> <u>災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。</u></p> <p>4 災害派遣医療チーム(以下、DMAT)指定医療機関における措置 (略)</p> <p>5 碧南市赤十字奉仕団における措置 (略)</p> <p>6 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>(令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため)</p>																																						
148	<p>第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																						
150	<p>(4) 栄養指導等</p>	<p>(4) 栄養指導等</p>																																							

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
150	<p>市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 健康支援と心のケア (略)</p> <p>イ 長期避難者等への健康支援 (略)</p> <p>(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。</p>	<p><u>ア</u> 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>イ</u> 市は、<u>避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 健康支援と心のケア (略)</p> <p>イ 長期避難者等への健康支援 (略)</p> <p>(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症<u>等</u>の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。</p>	<p>(令和2年3月24日に公益社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したため)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																														
153	<p align="center">第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p align="center">第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p>																															
154	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 1257 1380 1854"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)	第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1257 2439 1854"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、<u>農水班(農業水産課) 港湾漁港管理者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)	第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 <u>農水班(農業水産課) 港湾漁港管理者</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 道路施設対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)																															
第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な内容																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)																															
第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 <u>農水班(農業水産課) 港湾漁港管理者</u>	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
155	<table border="1" data-bbox="424 1640 1380 1854"> <tbody> <tr> <td>第5節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(市) 本部班(防災課)、調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 本部班(防災課)、調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)	<table border="1" data-bbox="1484 1640 2439 1854"> <tbody> <tr> <td>第5節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(市) 調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)																									
第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 本部班(防災課)、調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)																															
第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)																															

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
<p>173</p> <p>173</p> <p>176</p> <p>177</p>	<p style="text-align: center;">第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 527 1377 884"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援 対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>◆資料編(資料8-3) 福祉避難所 (略)</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市友好親善協会や各種ボランティア団体との連携 イ <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 要配慮者支援 対策	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)	<p style="text-align: center;">第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 527 2439 884"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援 対策</td> <td>(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>◆資料編(資料8-3) 福祉避難所 (略)</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市友好親善協会や各種ボランティア団体との連携 イ <u>一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の多言語情報等共通ツール等の活用</u></p>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 要配慮者支援 対策	(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(R2.12)を踏まえた修正)</p> <p>(多言語情報翻訳システムの廃止予定に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の</p>												
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 要配慮者支援 対策	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 要配慮者支援 対策	(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
177	ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報及び外国人相談対応等における通訳翻訳支援の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	反映等 (表記の整理)																								
179	<p style="text-align: center;">第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	<p style="text-align: center;">第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p>																									
179	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="421 730 1380 1050"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>(市)本部班(防災課)、水道班(水道課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需品の供給</td> <td>(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 給水	(市)本部班(防災課)、水道班(水道課)	(略)	第2節 食品の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)	第3節 生活必需品の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1484 730 2442 1029"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>(市)水道班(水道課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>(市)供給班(商工課) 社会福祉協議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需品の供給</td> <td>(市)供給班(商工課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 給水	(市)水道班(水道課)	(略)	第2節 食品の供給	(市)供給班(商工課) 社会福祉協議会	(略)	第3節 生活必需品の供給	(市)供給班(商工課)	(略)	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 給水	(市)本部班(防災課)、水道班(水道課)	(略)																									
第2節 食品の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)																									
第3節 生活必需品の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 給水	(市)水道班(水道課)	(略)																									
第2節 食品の供給	(市)供給班(商工課) 社会福祉協議会	(略)																									
第3節 生活必需品の供給	(市)供給班(商工課)	(略)																									
181	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映																								
182	<p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章第I 10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</p>	<p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</p>	(要領の一部改正に伴う修正)																								
187	<p style="text-align: center;">第12章 遺体の取扱い</p>	<p style="text-align: center;">第12章 遺体の取扱い</p>																									
187	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="421 1801 1380 1852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1484 1801 2442 1852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				2. 碧南市各部局における活動の												
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
187	<table border="1"> <tr> <td>第1節 遺体の搜索</td> <td>(市)本部班(防災課)、 市民班(市民課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市)市民班(市民課)、 第1医療班(健康課)、 監査委員事務局、 市民班(会計課)、 市民病院、 県警察、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市)市民班(市民課)、 福祉班(福祉課)、 監査委員事務局、 衣浦衛生組合</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1節 遺体の搜索	(市)本部班(防災課)、 市民班(市民課)	(略)	第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課)、 第1医療班(健康課)、 監査委員事務局、 市民班(会計課)、 市民病院、 県警察、 第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課)、 福祉班(福祉課)、 監査委員事務局、 衣浦衛生組合	(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1節 遺体の搜索</td> <td>(市)市民班(市民課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市)市民班(市民課)、 <u>監査委員事務局、会計課</u>、 第1医療班(健康課)、 <u>第2医療班(市民病院)</u>、 県警察、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市)市民班(市民課)、 <u>監査委員事務局、会計課</u>、 福祉班(福祉課)、 衣浦衛生組合</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1節 遺体の搜索	(市)市民班(市民課)	(略)	第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課)、 <u>監査委員事務局、会計課</u> 、 第1医療班(健康課)、 <u>第2医療班(市民病院)</u> 、 県警察、 第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課)、 <u>監査委員事務局、会計課</u> 、 福祉班(福祉課)、 衣浦衛生組合	(略)	<p>反映等 (表記の整理)</p>
第1節 遺体の搜索	(市)本部班(防災課)、 市民班(市民課)	(略)																			
第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課)、 第1医療班(健康課)、 監査委員事務局、 市民班(会計課)、 市民病院、 県警察、 第四管区海上保安本部	(略)																			
第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課)、 福祉班(福祉課)、 監査委員事務局、 衣浦衛生組合	(略)																			
第1節 遺体の搜索	(市)市民班(市民課)	(略)																			
第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課)、 <u>監査委員事務局、会計課</u> 、 第1医療班(健康課)、 <u>第2医療班(市民病院)</u> 、 県警察、 第四管区海上保安本部	(略)																			
第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課)、 <u>監査委員事務局、会計課</u> 、 福祉班(福祉課)、 衣浦衛生組合	(略)																			
191	<p align="center">第13章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p align="center">第13章 ライフライン施設等の応急対策</p>																			
192	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・ 調整班(秘書情報課)、<u>広報班(経営企画課)</u> 中部電力株式会社 株式会社JERA</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 電力施設対策	(市)本部班(防災課)、情報・ 調整班(秘書情報課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> 中部電力株式会社 株式会社JERA	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・ 調整班(秘書情報課) 中部電力株式会社 株式会社JERA</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 電力施設対策	(市)本部班(防災課)、情報・ 調整班(秘書情報課) 中部電力株式会社 株式会社JERA	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部局 における活動の 反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 電力施設対策	(市)本部班(防災課)、情報・ 調整班(秘書情報課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> 中部電力株式会社 株式会社JERA	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 電力施設対策	(市)本部班(防災課)、情報・ 調整班(秘書情報課) 中部電力株式会社 株式会社JERA	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
208	<p align="center">第15章 航空災害対策</p>	<p align="center">第15章 航空災害対策</p>																			
209	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 航空災害対策</td> <td>(市)本部班(防災課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) 消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 航空災害対策</td> <td>(市)本部班(防災課) <u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、 <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u>、 <u>第1医療班(健康課)</u>、 <u>供給班(商工課)</u> 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部局 における活動の 反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) 消防署	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 消防署	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
209 211 212	<p>第1節 航空災害対策</p> <p>4 情報の伝達系統(碧南市内で事故が発生した場合)</p> <p>(1) 民間航空機の場合 図中 愛知県建設局航空空港課</p> <p>(2) 自衛隊機の場合 図中 愛知県建設局航空空港課</p>	<p>第1節 航空災害対策</p> <p>4 情報の伝達系統(碧南市内で事故が発生した場合)</p> <p>(1) 民間航空機の場合 図中 愛知県都市・交通局航空空港課</p> <p>(2) 自衛隊機の場合 図中 愛知県都市・交通局航空空港課</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(組織改正による修正)</p>																								
213	<p>第16章 鉄道災害対策</p>	<p>第16章 鉄道災害対策</p>																									
214	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 1031 1380 1392"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1節 鉄道災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 鉄道災害対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)消防署	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1031 2439 1480"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1節 鉄道災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 鉄道災害対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)消防署	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容																									
第1節 鉄道災害対策	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)消防署	(略)																									
	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な内容																									
第1節 鉄道災害対策	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)消防署	(略)																									
	(略)	(略)																									
218	<p>第17章 道路災害対策</p>	<p>第17章 道路災害対策</p>																									
219	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 1766 1380 1871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 道路災害対</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 道路災害対	(略)	(略)	(市)本部班(防災	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1766 2439 1871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 道路災害対</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 道路災害対	(略)	(略)	(市)本部班(防災	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>								
区分	機関名	主な内容																									
第1節 道路災害対	(略)	(略)																									
	(市)本部班(防災	(略)																									
区分	機関名	主な内容																									
第1節 道路災害対	(略)	(略)																									
	(市)本部班(防災	(略)																									

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
219	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 342 566 590">策</td> <td data-bbox="566 342 789 590">課)、情報・調整班(秘書情報課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)消防署(略)</td> <td data-bbox="789 342 1377 590">(略)</td> </tr> </table>	策	課)、情報・調整班(秘書情報課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)消防署(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1481 342 1623 646">策</td> <td data-bbox="1623 342 1846 646">課)、情報・調整班(秘書情報課)、<u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u>、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)消防署(略)</td> <td data-bbox="1846 342 2433 646">(略)</td> </tr> </table>	策	課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u> 、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)消防署(略)	(略)	(表記の整理)						
策	課)、情報・調整班(秘書情報課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)消防署(略)	(略)													
策	課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u> 、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)消防署(略)	(略)													
222	<p>第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p>	<p>第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p>													
222	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 905 596 947">区 分</th> <th data-bbox="596 905 825 947">機 関 名</th> <th data-bbox="825 905 1377 947">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 947 596 1171">第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</td> <td data-bbox="596 947 825 1171">(略) 市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課)消防署</td> <td data-bbox="825 947 1377 1171">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略) 市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課)消防署	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1481 905 1653 947">区 分</th> <th data-bbox="1653 905 1881 947">機 関 名</th> <th data-bbox="1881 905 2433 947">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1481 947 1653 1171">第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</td> <td data-bbox="1653 947 1881 1171">(略) (市)本部班(防災課)、<u>情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</u>、第1医療班(健康課)消防署</td> <td data-bbox="1881 947 2433 1171">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略) (市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</u> 、第1医療班(健康課)消防署	(略)	2. 碧南市各部局における活動の反映等
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略) 市)本部班(防災課)、第1医療班(健康課)消防署	(略)													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略) (市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</u> 、第1医療班(健康課)消防署	(略)													
223	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 1188 596 1493">第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td> <td data-bbox="596 1188 825 1493">(略) (市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、第1医療班(健康課)消防署</td> <td data-bbox="825 1188 1377 1493">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1493 596 1871">第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</td> <td data-bbox="596 1493 825 1871">(略) (市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)消防署</td> <td data-bbox="825 1493 1377 1871">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略) (市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、第1医療班(健康課)消防署	(略)	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略) (市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)消防署	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1481 1188 1653 1493">第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td> <td data-bbox="1653 1188 1881 1493">(略) (市)本部班(防災課)、<u>情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</u>、市民班(市民課、<u>監査委員事務局、会計課</u>)、第1医療班(健康課)消防署</td> <td data-bbox="1881 1188 2433 1493">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 1493 1653 1871">第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</td> <td data-bbox="1653 1493 1881 1871">(略) (市)本部班(防災課)、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、<u>監査委員事務局、会計課</u>)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)</td> <td data-bbox="1881 1493 2433 1871">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略) (市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</u> 、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、第1医療班(健康課)消防署	(略)	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略) (市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)	(略)	(表記の整理)
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略) (市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、第1医療班(健康課)消防署	(略)													
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略) (市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)消防署	(略)													
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略) (市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</u> 、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、第1医療班(健康課)消防署	(略)													
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略) (市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)	(略)													

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由						
228 229	<table border="1" data-bbox="424 342 1377 373"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>ア 国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 市ホームページ</p> <p>(ク) へきなん防災メール</p>	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1486 342 2439 405"> <tr> <td>消防署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>ア 国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 市ホームページ及びLINE、twitter、Facebookなどのソーシャルメディア</p> <p>(ク) へきなん防災メール</p>	消防署		(略)	(略)	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)
(略)	(略)								
消防署									
(略)	(略)								
233	<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p>	<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p>							
234	<p>第1節 危険物等施設</p> <p>1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 危険物等施設</p> <p>1 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者における措置</p> <p>(略)</p>	2. 碧南市各部局における活動の反映等						
235	<p>2 県警察における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等</p> <p>危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>3 市及び消防署における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示</p> <p>危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。</p>	<p>2 県警察における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等</p> <p>危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者又は占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>3 市及び消防署における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示</p> <p>危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者又は占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。</p>	(表記の整理)						

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
239	第21章 火薬類災害対策	第21章 火薬類災害対策																			
240	第1節 火薬類関係施設 (略)	第1節 火薬類関係施設 (略)	2. 碧南市各部局 における活動の 反映等																		
241	2 県警察における措置 (略)	2 県警察における措置 (略)																			
	(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のた めの必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。 (略)	(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等 火薬類施設及び火薬類の所有者、 <u>管理者又は占有者</u> に対し危害防止の ための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。 (略)																			
	4 市及び消防署における措置 (略)	4 市及び消防署における措置 (略)																			
	(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をと るよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、 警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。 (略)	(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 火薬類の所有者、 <u>管理者又は占有者</u> に対し、危害防止のための措置を とるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、 警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。 (略)																			
243	第22章 大規模な火事災害対策	第22章 大規模な火事災害対策																			
244	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部局 における活動の 反映等																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 大規模な火事災害 対策</td> <td>市) 本部班(防災 課)、情報・調整班 (秘書情報課)、第 1 医療班(健康課)、 供給班(商工課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		機 関 名	主 な 内 容	第1節 大規模な火事災害 対策	市) 本部班(防災 課)、情報・調整班 (秘書情報課)、第 1 医療班(健康課)、 供給班(商工課) 消防署	(略)		(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 大規模な火事災害 対策</td> <td>(市) 本部班(防災 課)、情報・調整班 (秘書情報課)、<u>市民 班(市民課、監査委 員事務局、会計課)</u>、 第1 医療班(健康 課)、供給班(商工 課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 大規模な火事災害 対策	(市) 本部班(防災 課)、情報・調整班 (秘書情報課)、 <u>市民 班(市民課、監査委 員事務局、会計課)</u> 、 第1 医療班(健康 課)、供給班(商工 課) 消防署	(略)		(略)	(略)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 大規模な火事災害 対策	市) 本部班(防災 課)、情報・調整班 (秘書情報課)、第 1 医療班(健康課)、 供給班(商工課) 消防署	(略)																			
	(略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 大規模な火事災害 対策	(市) 本部班(防災 課)、情報・調整班 (秘書情報課)、 <u>市民 班(市民課、監査委 員事務局、会計課)</u> 、 第1 医療班(健康 課)、供給班(商工 課) 消防署	(略)																			
	(略)	(略)																			

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
244	<p>第1節 大規模な火事災害対策</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難勧告等</u></p>	<p>第1節 大規模な火事災害対策</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難情報</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>												
244	<p>地域住民等の避難の勧告又は指示等については、「本編第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>地域住民等の<u>避難の指示</u>等については、「本編第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>												
247	<p>第23章 住宅対策</p>	<p>第23章 住宅対策</p>													
247	<p>基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空室を提供する。</p> <p><u>○ 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>												
249	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 1717 1380 1852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災宅地の危険度判定</td> <td>(略)</td> <td>1 (1) 危険度判定実施本部の設置 1 (2) 危険度判定活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 被災宅地の危険度判定	(略)	1 (1) 危険度判定実施本部の設置 1 (2) 危険度判定活動の実施	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 1717 2439 1852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災宅地の危険度判定</td> <td>(略)</td> <td>1 (1) <u>被災宅地</u>危険度判定実施本部の設置 1 (2) <u>被災宅地</u>危険度判定活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 被災宅地の危険度判定	(略)	1 (1) <u>被災宅地</u> 危険度判定実施本部の設置 1 (2) <u>被災宅地</u> 危険度判定活動の実施	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」(R2.12.25)を踏まえた修正)</p>
区分	機関名	主な内容													
第1節 被災宅地の危険度判定	(略)	1 (1) 危険度判定実施本部の設置 1 (2) 危険度判定活動の実施													
区分	機関名	主な内容													
第1節 被災宅地の危険度判定	(略)	1 (1) <u>被災宅地</u> 危険度判定実施本部の設置 1 (2) <u>被災宅地</u> 危険度判定活動の実施													

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
249	<table border="1"> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>(市) 巡視・調査班 (税務課)、住宅建築班(建築課)、福祉班(福祉課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 住宅の応急修理</td> <td>(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 障害物の除去</td> <td>(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班 (税務課)、住宅建築班(建築課)、福祉班(福祉課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)	(略)	第5節 住宅の応急修理	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)	(略)	第6節 障害物の除去	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>(市) 巡視・調査班 (税務課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>(市) 住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 住宅の応急修理</td> <td>(市) 住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 障害物の除去</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班 (税務課)、住宅建築班(建築課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 住宅建築班(建築課)	(略)	第5節 住宅の応急修理	(市) 住宅建築班(建築課)	(略)	第6節 障害物の除去	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、住宅建築班(建築課)	(略)	(表記の整理)
第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班 (税務課)、住宅建築班(建築課)、福祉班(福祉課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)	(略)																															
第5節 住宅の応急修理	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)	(略)																															
第6節 障害物の除去	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)	(略)																															
第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班 (税務課)、住宅建築班(建築課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 住宅建築班(建築課)	(略)																															
第5節 住宅の応急修理	(市) 住宅建築班(建築課)	(略)																															
第6節 障害物の除去	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、住宅建築班(建築課)	(略)																															
249	<p>第1節 被災宅地の危険度判定</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 危険度判定実施本部の設置 危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の危険度判定支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) 危険度判定活動の実施 (略)</p>	<p>第1節 被災宅地の危険度判定</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) <u>被災宅地</u>危険度判定実施本部の設置 危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市<u>被災宅地</u>危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の危険度判定支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) <u>被災宅地</u>危険度判定活動の実施 (略)</p>	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)																														
250	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市における措置 市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p>(1) 提供する住宅の選定・確保 提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。</p>	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市における措置 市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空<u>室</u>を提供する。</p> <p>(1) 提供する住宅の選定・確保 提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空<u>室</u>を確保する。</p>	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)																														
252	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映																														

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
253	<p>エ 修理の期間 災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>エ 修理の期間 災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	(災害救助事務取扱要領の改正)																																				
255	<p>第24章 学校における対策</p>	<p>第24章 学校における対策</p>																																					
255	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="424 856 1380 1285"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(市) 学校教育班 (学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(市) 学校教育班 (学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	(略)	(略)	第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) 学校教育班 (学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 教科書・学用品等の給与	(市) 学校教育班 (学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 856 2439 1285"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>、学校教育班(<u>庶務課</u>、学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(市) 学校教育班(<u>庶務課</u>、学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	(略)	(略)	第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u> 、学校教育班(<u>庶務課</u> 、学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 教科書・学用品等の給与	(市) 学校教育班(<u>庶務課</u> 、学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																					
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	(略)	(略)																																					
第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) 学校教育班 (学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第4節 教科書・学用品等の給与	(市) 学校教育班 (学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																					
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	(略)	(略)																																					
第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u> 、学校教育班(<u>庶務課</u> 、学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第4節 教科書・学用品等の給与	(市) 学校教育班(<u>庶務課</u> 、学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
256	<p>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 1 市及び学校管理者における措置 (1) (略) (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。 ア 県立学校 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により県立学校管理規則等に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。 (略)</p>	<p>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 1 市及び学校管理者における措置 (1) (略) (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。 ア 県立学校 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により<u>学校教育法施行規則</u>に基づき校長が行う。<u>休業</u>措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																																				

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																
259	<p>第4編 災害復旧・復興</p>	<p>第4編 災害復旧・復興</p>																																	
259	<p>第1章 復興体制</p>	<p>第1章 復興体制</p>																																	
259	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 667 1377 1108"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 復興本部の設置等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 復興計画等の策定</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) <u>防災関係機関</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) <u>本部班(防災課、情報・調整班(秘書情報課))</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 復興本部の設置等	(略)	(略)	第2節 復興計画等の策定	県	(略)	(市) <u>防災関係機関</u>	(略)	第3節 職員の派遣要請	県	(略)	(市) <u>本部班(防災課、情報・調整班(秘書情報課))</u>	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 667 2439 1108"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 復興本部の設置等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 復興計画等の策定</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) <u>情報・調整班(秘書情報課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 復興本部の設置等	(略)	(略)	第2節 復興計画等の策定	県	(略)	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)	第3節 職員の派遣要請	県	(略)	(市) <u>情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																	
第1節 復興本部の設置等	(略)	(略)																																	
第2節 復興計画等の策定	県	(略)																																	
	(市) <u>防災関係機関</u>	(略)																																	
第3節 職員の派遣要請	県	(略)																																	
	(市) <u>本部班(防災課、情報・調整班(秘書情報課))</u>	(略)																																	
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																	
第1節 復興本部の設置等	(略)	(略)																																	
第2節 復興計画等の策定	県	(略)																																	
	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)																																	
第3節 職員の派遣要請	県	(略)																																	
	(市) <u>情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)																																	
262	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>																																	
262	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 1360 1377 1684"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設災害復旧事業</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)、施設を管理する課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害の指定</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 公共施設災害復旧事業	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)、施設を管理する課</u>	(略)	第2節 激甚災害の指定	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)</u>	(略)	第3節 暴力団等への対策	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)</u>	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1360 2439 1684"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設災害復旧事業</td> <td>(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課)施設管理者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害の指定</td> <td>(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>(市) <u>調達班(資産活用課)、住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 公共施設災害復旧事業	(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課)施設管理者</u>	(略)	第2節 激甚災害の指定	(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	第3節 暴力団等への対策	(市) <u>調達班(資産活用課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>								
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																	
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)、施設を管理する課</u>	(略)																																	
第2節 激甚災害の指定	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)</u>	(略)																																	
第3節 暴力団等への対策	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)</u>	(略)																																	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																	
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課)施設管理者</u>	(略)																																	
第2節 激甚災害の指定	(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)																																	
第3節 暴力団等への対策	(市) <u>調達班(資産活用課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)																																	
269	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p>																																	

碧南市地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
<p>269</p> <p>269</p> <p>270</p> <p>272</p>	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="421 388 1377 777"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市) 巡視・調査班(税務課)、本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 被災者への経済的支援等 (略)</p> <p>3 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)における措置</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、本部班(防災課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 388 2436 783"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市) 巡視・調査班(税務課)、<u>避難所班(国保年金課)</u>、<u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u>、<u>福祉班(福祉課)</u>、<u>こども班(こども課)</u>、<u>学校教育班(学校教育課)</u>、<u>水道班(水道課)</u>、<u>下水道班(下水道課)</u>、<u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 被災者への経済的支援等 (略)</p> <p>3 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)における措置</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により<u>その生活基盤に著しい被害を受けた世帯</u>に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>こども班(こども課)</u> 、 <u>学校教育班(学校教育課)</u> 、 <u>水道班(水道課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、 <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、本部班(防災課)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>こども班(こども課)</u> 、 <u>学校教育班(学校教育課)</u> 、 <u>水道班(水道課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、 <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			